

平成30年 9 月 6 日

1. 出席議員

1 番	大 坪	久美子	14番	吉 田	達 志
2 番	橋 本	正 敏	15番	寺 尾	高 良
3 番	田 中	栄 一	16番	栗 原	吉 平
4 番	堤	康 幸	17番	樋 口	良 夫
5 番	高 橋	信 広	18番	三 角	真 弓
6 番	小 川	栄 一	19番	井 本	政 弘
7 番	石 橋	義 博	20番	中 島	富 定
8 番	伊 井	渡	21番	森	茂 生
9 番	牛 島	孝 之	22番	栗 山	徹 雄
10番	萩 尾	洋	23番	井 上	賢 治
11番	角 田	恵 一	24番	松 崎	辰 義
12番	服 部	良 一	25番	樋 口	安癸次
13番	中 島	信 二	26番	川 口	誠 二

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	古 賀 安 博
事務局参事兼次長	秋 山 勲
書 記	信 國 美保子
書 記	中 園 弘 一

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之
副	市	中園	昌秀
副	市	鎌田	久義
教	育	橋本	吉史
総	務	石井	稔郎
企	画	井手	勇一
市	民	松尾	一秋
健	康	坂井	明子
建	設	松延	久良
教	育	永溝	弘幸
総	務	野田	勝広
人	事	牛島	新五
財	政	田中	和己
防	災	石川	幸一
企	画	馬場	浩義
地	域	平	武文
観	光	井上	啓時
税	務	丸山	隆
福	祉	白坂	正彦
介	護	平島	隆夫
建	設	山口	英二
都	市	原	寿之
農	業	原	信也
林	業	若杉	信嘉
上	下	溝上	啓之
学	校	原	亮一
矢	部	木田	博徳
星	野	江頭	弘之

## 議事日程第5号

平成30年9月6日（木） 開議 午前10時

### 日 程

#### 第1 一般質問

(質問の順序)

1 萩 尾 洋 議員

2 松 崎 辰 義 議員

#### 第2 議案審議

・質 疑 (委員会付託)

・討 論

・採 決

#### 第3 地方自治法第98条第1項の検閲、検査権の委任について

---

### 本日の会議に付した事件

#### 第1 一般質問

#### 第2 議案審議

報告第4号 専決処分について (事故による損害賠償)

報告第5号 株式会社クリエイトやべの平成29年度決算及び平成30年度事業の計画の報告  
について

報告第6号 一般財団法人星のふるさとの平成29年度決算及び平成30年度事業の計画の報  
告について

報告第7号 一般財団法人秘境柚の里の平成29年度決算及び平成30年度事業の計画の報告  
について

報告第8号 一般財団法人FM八女の平成29年度決算及び平成30年度事業の計画の報告に  
ついて

報告第9号 平成29年度八女市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

報告第10号 平成29年度八女市簡易水道事業費特別会計予算継続費精算報告書の報告につ  
いて

議案第69号 専決処分について (平成30年度八女市一般会計補正予算 (第2号))

議案第70号 八女市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第71号 中の井水利委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第72号 市道路線の変更について

議案第73号 指定管理者の指定について

議案第74号 平成30年度八女市一般会計補正予算（第3号）

議案第75号 平成30年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）

認定第1号 平成29年度八女市各会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成29年度八女市水道事業会計決算認定について

第3 地方自治法第98条第1項の検閲、検査権の委任について

---

## 午前10時 開議

### ○議長（川口誠二君）

おはようございます。一昨日の台風21号の大きな被害が発生いたしまして、そしてまた、けさ午前3時過ぎに北海道において震度6強を超える地震が発生し、大変な被害が出ております。まだ安否確認ができていない方々が数多くいらっしゃる中で、本当に今この自然災害というのは、この1年で大変な猛威を振るっておりますし、住民の安全・安心のためにも、防災行政に力を入れていかなければならないと改めて感じております。今回被災されました皆様方に心からお見舞いと、そして、御冥福をお祈りしたいと思っております。

それでは、お知らせいたします。

お手元に高橋信広議員要求の資料並びに議案質疑表、委員会分科会日程表を配付いたしておりますので、御了承願います。

ただいま定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条の規定により、お手元に配付をいたしておりますので、御了承願います。

### 日程第1 一般質問

### ○議長（川口誠二君）

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。10番萩尾洋議員の質問を許します。

### ○10番（萩尾 洋君）

おはようございます。10番萩尾洋です。先ほど議長もおっしゃいましたが、本日未明に起きた北海道地震、甚大な被害をもたらしたようですが、詳細はまだはっきりしていないようです。被災された方々にお見舞いを申し上げたいと思っております。

それでは、さきの通告に従い、質問させていただきます。

近年、車社会になって大きな事故が多発しております。特に、通学児に車が突っ込むなど悲惨な事故が発生しておりますが、八女市においてはそのような大惨事には至っていないと

いうところがありますが、いつ、どのようなときにそのような事故が起きるかわかりません。心して皆様も運転していただきたいと思っております。

それでは、さきの通告に従って質問させていただきます。

今回は1つだけです。安心・安全な通学路の確保についてということでお伺いしたいと思います。

この件については、きょうで3回目か4回目になると思いますが、大きく進展したのはグリーンベルトが徐々に伸びてきているということだけだと思っております。そこで1つ、安心・安全な通学路を実現するためのポイントは何なのか。2つ目には、関係機関との連携、各関係機関の役割は何なのか。3つ目に、今後の安心・安全確保のための施策はどのようになされていくのか。4つ目は、これは前回もお聞きしたと思いますが、遠距離通学児に対する配慮はということで、一応4点お伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

あとは質問席にて随時質問させていただきます。

#### ○教育長（橋本吉史君）

おはようございます。10番萩尾洋議員の一般質問にお答えをいたします。

1、安心・安全な通学路の確保について。安心・安全な通学路を実現するためのポイントはどのお尋ねでございます。

通学路の安全確保に向けた取り組みの基本的な考え方は、通学路における安全対策の関係機関となる教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者等により、情報を共有しながら推進していくことが肝要であると考えております。

次に、関係機関との連携はどのお尋ねでございます。

平成27年度に設立した八女市通学路安全推進会議において、八女市通学路安全プログラムを定め、通学路の安全確保に向けた取り組みを実施しています。

具体的には、毎年、八女市立学校及び市PTA連合会から危険箇所を報告していただき、その報告に基づき、八女警察署、国及び県の道路管理者と建設課、防災安全課、学校教育課で情報を共有した上で打ち合わせを行い、対策を講じております。

また、毎年度、前年度に実施した箇所について、学校から対策効果報告書を提出していただき、対策効果の検証も行っております。

次に、今後の安心・安全確保のための施策はどのお尋ねでございます。

本年6月に、国の登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議において取りまとめられた登下校防犯プランで示される各施策の内容を踏まえながら、社会全体で子どもの安全を守る取り組みを推進していく所存でございます。

次に、遠距離通学児童に対する配慮はどのお尋ねでございます。

現在、上陽、黒木、立花、矢部、星野の遠距離の児童生徒につきましては、学校再編等に

より統合が行われるなどで必要性が生じた場合にスクールバスを運行しております。

遠距離通学については、防犯上の観点から必要に応じて、調査研究を行っていきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

**○10番（萩尾 洋君）**

ありがとうございました。安心・安全の通学路を実現するためのポイントということで、各機関との連携を図り、情報を共有しながら推進していくということですが、それはそのとおりだと思っております。

ここに通学の安全確保に当たっては、交通安全、防犯、防災の3観点から対策を講ずることが重要とされています。保護者とか地域住民はもとより、警察、あるいは道路管理者等々との関係を緊密にしながら連携を図り、いろんな対策を講じるということだと思っておりますが、連携ですね、例えば――済みません、1、2、3は混合して質問させていただきたいと思っております。

関係機関との連携ということで、もちろん官民との協力、連携が不可欠だと思っておりますが、例えば、警察とか道路管理者との連携はどのような形で年に何度ぐらい行われているか、お伺いします。

**○学校教育課長（原 亮一君）**

御説明させていただきます。

教育長の答弁にありましたように、基本的に防災安全課、建設課、それから私ども学校、教育委員会、それから国土交通省、また、県の八女県土整備事務所、それらの関係機関で構成する八女市通学路安全推進会議というものを設けております。その中で、それぞれの各学校から上がってきた危険箇所等について、それぞれ役割分担をして対応するというをやっております。それにつきましては、毎年、年に1回、学校から要望いただいておりますので、それに対応するというので、年に1回開催をさせていただいております。

以上でございます。

**○10番（萩尾 洋君）**

年に1回開催されているということですが、その開催しているような問題点が出てくると思うんですね。その辺の解決策を立てて実施して、その効果はどうだったのか、そういう検証はなされているのでしょうか。

**○学校教育課長（原 亮一君）**

御説明させていただきます。

それぞれの要望箇所につきましては、それぞれPTAであったり学校であったり地域を回って点検していただいた結果でございますので、それに対してどう対応するかというのを

きちんと返すということが重要だろうと考えております。そのために、その回答につきまして、年度内に回答して、できるものは新年度に反映をさせるという姿勢で取り組んでおりますので、その確認をするということで年に1回開催しているところでございます。それにつきまして、学校、またはPTAのほうに回答をお返しして、その効果について先ほど答弁ありましたように、学校からまた効果、状況の報告を受けているというところでございます。

以上でございます。

**○10番（萩尾 洋君）**

その効果がなかなか各保護者には見えていないような気がするんですね。あそこは何回も言っているけど、どうにもならんとか、そういう何回も何回も出てくる箇所、危険箇所等に対しての検証とかは随時されているのでしょうか。

**○学校教育課長（原 亮一君）**

御説明させていただきます。

先ほど御説明させていただきました要望箇所につきましては、平成28年、平成29年度2カ年間で127カ所でございます。それに対して、そこを対応できたと、具体的に施したというのが40カ所で3割程度ということでございます。それは、要するに要望された場所のその条件、道路の状況でありますとか、例えば、交通安全対策のための横断歩道、信号機と、そういうものについてはもろもろ設置するためのさまざまな規制と申しますか、条件がございます。そのためになかなか要望どおり動けないという状況もあります。その分につきましては継続して課題として捉えて、各関係機関へ働きかけをするということで取り組んでいるところでございます。ですので、その対策を施した部分につきましては、例えば、グリーンベルトができたということで運転手さんに対する抑制を図る効果は当然生じているものということで、あと御指摘ございました周知の問題につきましては、私どもとしても研究をすべきだろうと思っております。

以上でございます。

**○10番（萩尾 洋君）**

今、学校教育課長のほうから、グリーンベルトという言葉が出ましたので、とりあえずグリーンベルトについてちょっとお伺いしたいと思います。私が住んでいる岡山校区では、前古賀の交差点から半分ぐらいですね、鶴池交差点までの距離の半分までいかないか。それと、龍ヶ原の垂米利加の四つ角の交差点から、また数百メートル。どうも中途半端なんですよ。やるなら、さっと、例えば、前古賀から鶴池の交差点まで一気にやるとかですね。ぼつん、ぼつんとやられても——前古賀の保護者からこういう話を聞いたんですが、グリーンベルトが通学時は左に敷かれていると。そのグリーンベルトを通学児は通るんですが、グリーンベルトが途絶えた時点で、歩行者は右側通行だから右側に渡らにゃいかんと、そうい

う危険性を伴っていると、どうしたらいいんですかという話でした。前古賀の区長さんとも話しておったんですが、結局、グリーンベルトが切れても、その道筋に行くように指導をお願いしますと。やっぱり子どもというのは律儀ですよ、歩行者は右側通行というのをちゃんと頭に入れていますので。その辺ですよ、県がどのように考えているのか。やるなら一気にどんとやってもらわないと、そういう横断することで事故が発生するとか、そのような事案が発生してもおかしくないような状況なんです、その辺、建設課長はどう思われますか。

**○建設課長（山口英二君）**

お答えいたします。

今、議員御指摘の道路につきましては、県道の唐尾広川線に該当するかと思います。八女県土整備事務所管内にも多数の県道がございまして、各地区からの要望が上がってきています。その中で、県としましては対応できる分を、おっしゃるように少しずつですけれども、グリーンベルトについては対応をさせていただいているということで、本来であれば一気にできるのが一番いいと思いますけれども、管内で要望がかなり多く上がっているということで、県としましても、できる範囲でやっていると思います。

御指摘のとおり、右側、左側ございますけれども、基本的に行きと帰りは反対側が右側になりますので、朝、左側を通過して、帰りは右側ということになりますので、ただ、どちらか幅員が狭いということで片方にしか敷けない道路につきましては、そういう対応しかないと考えております。事業の推進につきましては、必要に応じて、今後、県とも協議はしていきたいと思っております。

**○10番（萩尾 洋君）**

できれば早目に、仕掛けたら最後までやるということで県のほうにも強く要望していただきたいと思っております。

それと、通学路における危険箇所等は、各学校のPTAが地区懇談会とかやって、そういう危険箇所を抽出して、教育委員会のほうに上がってくると思うんですよ。そこまでやっているのに、なかなか進まないという現状があります。さっきのグリーンベルトの件についてもそうですけど、岡山小学校の西側に水田があって、その両サイドに水路があります。その水路の南側の水路にはガードレールがついたんですが、北側の水路にはいまだにガードレールがついていません。南側についたガードレールは、持久走のときに児童が誤って水路に落ち込んでけがをしたということから、早急なガードレール設置が行われたと思うんですが、北側の水路も、子どもたちが橋を渡って歩いて穴ぼこに落ち込んで足をけがしたとか、そういう事案が発生しています。できれば、その辺のガードレールとか、これは岡山小学校のPTA連合会から要望が多分上がっていると思いますので、その辺のところの現場検証も



ちゃんとやっていただいて、早急な対応をしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

**○学校教育課長（原 亮一君）**

御説明させていただきます。

個別の話で恐縮でございますけれども、岡山小学校の西側の用水路の関係につきましては、平成30年度が8月28日にPTAのほうから要望書という形でお受けしていますので、その中に提出をいただいていますので、今後、現場等の点検等は関係機関とやっていくということになるものと思っております。

以上でございます。

**○10番（萩尾 洋君）**

ありがとうございます。それともう一つは、やっぱり岡山公園の西側、ちょっと西日本短期大学のほうに行く上り坂のところなんですが、あそこが一番激戦区だと思うんですね、通行量が非常に多い。あそこは以前は路面が風化しているから、1回舗装し直して、路側帯も消え始めているので1回舗装して、その後やりますというお話を私は聞いていました。その話が下水道の工事が入って、中断して、その後、全く泣かず飛ばずの状態なんですね。路側帯もきれいになっていませんし、その辺のところは今後どのように県としてはされるのか、情報は何か入っていないですか。

**○建設課長（山口英二君）**

お答えいたします。

議員御指摘の箇所につきましては、私も現地調査は行いました。地元の区長さんを通じて要望が出ておりましたので、県にも確認しましたがけれども、小規模な修繕等については対応ができるということでございますけれども、基本的に大規模になりますと、ちょっとなかなか早急には対応できないと聞いております。

今後、必要に応じて、県とも協議しながら地元とも協議をしながら、何ができるのかを研究していきたいと。とにかく子どもの安全のために何ができるのかを県とも協議を進めたいと思います。

**○10番（萩尾 洋君）**

強力に協議を進めて、実現できるようにお願いしたいと思います。

先日、登下校防犯プランの概要というのをいただきました。まず、地域における連携の強化というのが非常に必要だと。地域の連携の場の構築ということなんですが、岡山校区でも、ある危険箇所、危険交差点には、ボランティアの方及びPTAの方々が定期的に立って通学の交通指導をしてもらっています。しかし、毎日じゃないんですね。PTAの皆さんも仕事を持っていらっしゃるし、そういうボランティアの方々も何らかの仕事を持ってあって、毎

日そういうことはできないという状況下で、やっぱり子どもに対する登下校時の教育とか注意点とか、そういったとも、もちろん家庭内でも保護者がちゃんとしたそういうお話はしてあると思うんですが、できれば、学校でももっと強力的にそういう教育をやっていただきたい。もちろんやってあると思いますけど、そういう教育は年に何回ぐらいやられてあるかわかりますか。

**○学校教育課長（原 亮一君）**

御説明させていただきます。

交通安全、それから、防犯も含めたところで基本的には各学校、年に1回は開催をしているというところでございます。特に小学校の新入生、1年生につきましては、通学指導ということで、入学して一定期間は担任と一緒に下校する取り組みを行っているところでございます。

以上でございます。

**○10番（萩尾 洋君）**

登校時は集団登校で結構いい列をつくって、1列で登校しておりますが、下校時ですよ、ばらばらに帰っています。中には悪ふざけして車道にはみ出したり、私の娘もそういう児童にちょっと接触して大ごとこいたんですが、やはりそういう登校時は集団登校でいいですが、下校時ですよ、下校時が一番危ないかな。そういう下校時に対しての指導とかも、やはり学校側で時間を割いてでも教育していただけないかなと思っているんですが、いかがでしょうか。

**○学校教育課長（原 亮一君）**

御説明させていただきます。

議員おっしゃるとおり、お話ありました登下校防犯プラン、その中で出されているのが一人で歩く子ども対策をどうするかということ国においても非常に重要視しているということでございます。特に15時から18時の下校時間に、例えば、新潟の事件でございますように、そういう事件等が集中しているということ。そういうことで下校時の対応というのは大変重要だと考えております。

学校におきましては、なるべく一定の学年を超えてまとまって帰るような指導とか、そういう部分は進めているという、また、極端に遅くなった場合は保護者との連絡をとるということで対応をしているところでございますけれども、ただ、現実としては一人で帰る時間帯、一人で帰る区間があるということは課題であると思っております。

以上でございます。

**○10番（萩尾 洋君）**

ちょっと答えが違うみたいですけど、そういう下校時ですよ。じゃ、ちゃんと気をつけ

て帰りなさいとか、車道にはみ出さないように。おしゃべりするのは構わんと思うんですが、じゃれ合って車道のほうにぽんと飛び出してくる可能性があるんですね。だから、そういうところの指導とかもできればやってほしいなという意味で言ったんですけど。

**○学校教育課長（原 亮一君）**

失礼いたしました。そういう道路通行の指導は、基本的な指導の中でやっていると思っていますので、それについてはさらに充実を図るよう指導していきたいと思っております。

以上でございます。

**○10番（萩尾 洋君）**

よろしく願いしておきます。

それと、危険箇所。通学時の危険箇所ですね。そういうチェックあたりは、やっぱりPTA関係にお任せなんですかね。こういうところが危ないよというのは、大体八女市は広くて小学校も十何校かある、中学校も10校以内ありますが、そういう通学路、そこそこの学校の通学路というのは把握してあるんですか。把握してあって、ああいうところが危ないとか、先日も同僚議員から出たんですが、あそこに高いブロック塀があるから危ないとか、そういったところの行政サイドとしてのチェックとかはされているんですか。

**○学校教育課長（原 亮一君）**

御説明させていただきます。

通学路につきましては、各学校のほうで決定をしていると。その決定の仕方につきましては、学校によって差はあるかもしれませんが、基本的にはその地域の学団といえますか、地域の保護者の方と協議をして、どのルートを通るかということを決定いただいて、それを学校が認めると。教育委員会としては、それを包括的に認めているという形でございます。

私のほうで業務上、当然通学路については通りますので、それは道路管理者である建設課等も含めて、そういう分については目を光らせているつもりではございます。

ただ、具体的にその地域の通行者、子どもの視点で本当に危険だという部分については、学校、それから、特にその地域にお住まいの保護者、その視点が重要だろうということ。それと、情報を一括して集めたいということで、そのPTA、学校側からの要望を私どものほうで受けとめて、各機関と共有をしているというところでございます。

以上でございます。

**○10番（萩尾 洋君）**

ありがとうございます。一生懸命やっていただきたいと思っています。

それと、特に下校時なんですけどね、不審者等の声かけ事案とか、そういうのが以前はかなり多くあったと思うんですが、現在、そういう声かけ事案とか不審者の出没とか、わから

ないですね、警察のほうに聞かないと。学校側で把握されている部分だけで結構なんです  
が、よかったらお願いします。

**○学校教育課長（原 亮一君）**

御説明させていただきます。

仕組みとしては各学校、その保護者であったり、関係者の方であったりに学校にお知らせ  
が来ると、それについては教育委員会のほうに上がっていくようになっております。それに  
つきましては警察のほうにおつなぎをすると。警察から関係機関へ流れる形になっていまし  
て、そういう意味で把握をした案件が、平成29年度に限っていいますと24件ございます。内  
容につきまして、声かけというものが多数でございますが、先日の一般質問の中でお答えし  
ましたように、その24件の中で旧八女市が3分の2を占めている状況でございます。

以上でございます。

**○10番（萩尾 洋君）**

わかりました。しかし、これは以前と比べると、大分少なくなったんですかね。余り件数  
的には変わらないんですかね。その辺わからないですね。防災安全課長、その辺わかりませ  
か。

**○防災安全課長（石川幸一君）**

お答えさせていただきます。

ちょっと手元に記録資料を持ち合わせておりませんので、正確な数字はお答えできませ  
んけれども、以前、防犯カメラを取りつけ始めようとしたときに、かなり百数件の事案があっ  
たと記録が残っておると思います。おかげでその各校区、各学校周辺に防犯カメラを設置し  
ておりますので、やはりそうしたこともあり、現在はかなり少ない件数になっているのでは  
ないかと認識しておるところでございます。

以上です。

**○10番（萩尾 洋君）**

防犯カメラも学校周辺だけじゃなくて、学校の見張り番でしょう。各学校に設置してある  
防犯カメラというのは、学校の校庭に不審者が侵入するのを防ぐようなやつでしょう。

**○学校教育課長（原 亮一君）**

御説明させていただきます。

学校に設置をしている防犯カメラにつきましても、資料のほうでお示しさせていただきました  
けれども、それにつきましては学校に対する侵入者に対する抑止効果とか、そういうも  
のの対応を主な目的にしているものでございます。

以上でございます。

**○10番（萩尾 洋君）**

できれば、どこが管理するのか、非常に難しいかもしれませんが、通学路の途中とか、例えば、民家と民家の距離が長いところとか、結局そういうところで不審者とか以前は出ておったんですよね。民家が途切れて次の民家、茶畑の間を行かにかいかんとかですね。だから、そういうところにもできればですね。学校の安全を守るのは必要なんですが、下校途中のそういう児童たちを守るような対策は何かないんですか。

**○学校教育課長（原 亮一君）**

御説明させていただきます。

通学路の安全確保等につきましては、常々八女警察署と協議をさせていただいているんですけれども、きちんとした数とかについてはやはり警察側も出せないということでございますが、そういう防犯カメラ等については一定八女市内にも配置をされているという情報は得ているところでございます。

以上でございます。

**○10番（萩尾 洋君）**

八女市内にも、その学校以外のところというのは商店街とかそういったところでしょう。結構人通りの多い、そこでいろんな事件が起きた場合にすぐさま防犯カメラを見て検証して、こういう事件が起きたとか、犯人はこいつだろうとか、そういうやつだと思っんですね。だから、僕が言っているのは、そういう人里離れたじゃないですけど、民家と民家の距離が長いところをどうしても児童は帰らにかいかんわけですよ。そういうところに防犯の意味で設置できないか、そういうことは考えられないのかと聞いているんですね。

**○防災安全課長（石川幸一君）**

お答えさせていただきます。

市のほうでつけるということになりますと、やはりなかなか費用対効果とか、いろいろ市も財政的にも厳しいところがございますので、そういうことも考えまして、今年度、新規事業で地域における安全確保、防犯のために行政区だとか地域の団体でつけていただきます防犯カメラに対しまして設置費の補助を始めさせていただいております。相談はあっておりますが、実際申請等はまだ来ておらないのが現状でございますが、こうした補助制度を利活用いただきまして、本当に必要な地域につきましては、行政区とか、まちづくり協議会とか、そうした団体で御協議いただきまして、こちらのほうに申請をいただければと思っております。よろしく申し上げます。

**○10番（萩尾 洋君）**

今、防災安全課長が言われましたように、地域で設置した場合、どれぐらいの補助が来るのか、上限幾らなのか、そのところをちょっとお伺いしたいと思います。

**○防災安全課長（石川幸一君）**

補助の内容でございますけれども、防犯カメラ1台につき、補助対象経費の4分の3の額、ただし、上限がございまして、1台当たり250千円でございます。一応、年間1団体4台までということとさせていただきます。よろしく申し上げます。

**○10番（萩尾 洋君）**

ありがとうございます。いいことを聞きましたけど、その管理というのはやはり地域でなくちゃいけないでしょう。

**○防災安全課長（石川幸一君）**

維持費と申しますと、あと電気代が防犯灯1基当たり500円弱ぐらいだと思いますけれども、あと必要な場合は保守点検とかされることもありますけれども、最低500円ぐらいの電気代につきましては地元負担ということで考えさせていただいております。

**○10番（萩尾 洋君）**

そういう計画はもう市民には周知徹底はできているんですか。——できている、わかりました。

次に、多様な担い手による見守りの活性化ということで、スクールガードの養成というのが上がっているんですが、今、八女市においてスクールガードの養成講座とか研修は行われているんでしょうか。

**○学校教育課長（原 亮一君）**

御説明させていただきます。

今現在、スクールガードにつきましては、特別な対応はしていないところでございます。

以上でございます。

**○10番（萩尾 洋君）**

そのうちに計画実施される予定というのはあるんですか。まだまだ先のことになるんですかね。

**○学校教育課長（原 亮一君）**

御説明させていただきます。

先ほど申されました登下校防犯プランの中で位置づけられておりますので、その辺については今後研究をさせていただきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

**○10番（萩尾 洋君）**

まだまだみたいですけど、そのスクールガードになられる方というのは、やはりお仕事を持ってある方は無理だと思うんですよね。やはり年配の方で、現役を引退された方というのが対象になるかと思うんですが、その辺のこの登下校防犯プランの中にあるスクールガードの養成対象者というのはわかりますか。

○学校教育課長（原 亮一君）

御説明させていただきます。

登下校防犯プラン自体が国のほうで5月にまとめられて、6月に周知をされているところでございます。そこによりますと、学校内外における見守り活動を行うボランティアという位置づけでございますので、基本的に、例えば、資格であったり、年齢とか、そういうものに細かく規定というものはどうなのかなと思っているところでございます。ですので、そういう意欲といいますか、そういうことに協力していただける方につきましてが対象になるという認識を持っているところでございます。

以上でございます。

○10番（萩尾 洋君）

できれば前向きに捉えていただいて、早急にスクールガードを養成していただければなと思いますので、よろしく願いしておきます。

それと最後に、遠距離通学児童に対する配慮はということで、これは今回で3回目なんですけど、「遠距離通学については、防犯上の観点から必要に応じて、調査研究を行っていきたいと考えております。」という答弁なんですけど、毎回これなんです。どのような調査研究をされているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○学校教育課長（原 亮一君）

スクールバスにつきまして、これまでもお尋ねいただいておりますけれども、現行、八女市の制度につきましては、僻地であったり、過疎地の学校の統廃合を対象にしたスクールバス、それに対する国の補助をいただいているということで運用しているところでございます。その枠内の運用をしているということでございますので、それ以外のそういう防犯等の観点のスクールバス等の状況がどうなのかとか、そういう部分についての事例の研究等はしているところでございますが、今回、登下校防犯プランの中にもそういう言葉が出てきていますけれども、基本的にはなかなかスクールバスの運用というのは難しいものではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（萩尾 洋君）

ここに、集団下校時にICタグを使用した学校というのがありますよね。学校に入ってきた、学校を何時に出たとかですね。都市部のほうだと思うんですが、そういうICタグの利用とか、この登下校防犯プランの中には、子どもの危険回避に関する対策の促進ということで、スクールバス等を活用した登下校の安全確保の推進と載っているんですね。だから、先ほど言われたように統廃合した学校、そういうところだけ、今、運用しているということだったんですが、私が言いたいのはそういうでかいバスじゃなくて、10人乗りぐらいのバス

で、マイクロバスじゃなくて、もうワゴン車ですよ。そういったやつを登校時だけでも運用していただけないかなど。もう3回ほどこういうお願いをしております。

特に岡山校区の真北ですよ、今福あたりから龍ヶ原校区も入れたらかなりの小学生が通学しているんですが、唐尾広川線は30分足らずの間に270台車が往来するんですよ、今はそれ以上かもしれません。それに自転車、バイク、これは全然数えていないので、プラス自転車、バイクですよ。天気のいい日はいいかもしれませんが、雨天時とか傘を差して登校するわけです。道路は狭いので、通学者がおったら、その右側、上りの車はとまってすれ違うとか、とまらないでしゃんと行く場合もたびたび見かけましたが、そういう危険なところを歩いてきている。

以前、市長は通学路の変更も考えなくちゃいけないということを答弁されたと思いますが、その後、通学路の変更等は考えられたんでしょうか。

**○学校教育課長（原 亮一君）**

御説明させていただきます。

基本的に通学路と申しますのは、その年度ごとの学校に来る生徒の通る道路でございますので、先ほど申しましたように、地域の保護者と協議をしながら決めていくということでございますので、年度ごとに変りますし、学校においても、どこを通るがいいかということで、その辺については交通安全の観点、それから防犯の観点それぞれで決定をしているところでございますので、基本的に、結果的にその道路を通ることが一番安全で合理的という判断がなされれば、そういうことになるだろうと思っておりますので、毎年度、検討、見直しはかけているところでございます。

以上でございます。

**○10番（萩尾 洋君）**

早く唐尾広川線が城島線までも開通すると、少しはそういうひしめき合った道路状況は緩和されるかなと思っておるんですが、その辺の情報は何かないですか。

**○建設課長（山口英二君）**

お答えいたします。

今、御指摘の道路につきましては、一応県のほうで計画はされております。なかなか用地等の関係もございまして、進まないという状況にありますけれども、今後とも県と協議をしていきたいと思っております。

**○10番（萩尾 洋君）**

なるべく早く前に進むように、強力的にお願いしておきます。

やはり先ほど言ったように、そういう10人乗りのワゴン車の運用とかはどう考えても無理なんですかね。



○学校教育課長（原 亮一君）

御説明させていただきます。

先ほど議員御指摘の登下校防犯プランの中でスクールバスという考え方を出示されておりますけれども、基本的には遠距離で一人で登下校する場合の対策の一例ということイメージしていると捉えているところでございます。私ども、八女市の中で182キロメートルの通学路というのを、合計しますとそういうことになっておりますので、そういう部分を全体的に考えますと、そういう交通安全対策の観点からのスクールバス運用というのは、なかなか現段階では厳しいだろうと考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（萩尾 洋君）

どんなにお願いしても、今のところはだめということですね。もうちょっと頭をやわらかくしていただかないと、僕はいかんかなと思っています。

もう一つ忘れていたことがあるんですが、岡山校区の岡山山の北側ですね、亀甲行政区から上がってくる、ちょうど唐尾広川線と交差するところなんですが、以前、横断歩道の設置をお願いしたいということで、もう数年前から亀甲の行政区長さんが要望されていたと思いますが、一時期は西側にだまりがないから横断歩道はつけられないと。建設課のほうに聞くと、県道、用地はあるからだまりはとれますよと。そしたら今度は東側のほうは私有地だからだめだと。そこの持ち主の方は、どんどん使ってくださいと言ってあるので、その辺の交渉次第では両サイドにだまりができる。やっとな横断歩道がつくのかなと思っておいたら、今度は亀甲の集落から出てきて、右側の視界が悪いと、若干カーブしているから危ないということで、公安委員会は絶対許可しないという話でした。最終的には押しボタン式の信号機をつけてくださいと。そしたら、警察のほうからは、今、押しボタン式の信号機はなかなかつけていませんよという返事が返ってきたそうです。しかし、これは何回も言うようですが、信号機と信号機の間が近過ぎるとかいう問題もあるかもしれませんが、信号機と信号機の間は全く近くないんですね。鶉の池交差点からずっと行ったら龍ヶ原にしか信号機はついていないんですよ。その手前に点滅信号機はありますけどね。以前は、バルビゾン通りに信号機と言ったら、近過ぎるからだめと。一人犠牲になったからすぐついたという話はもう何回もしたと思います。それと、蒲原の九州電気保安協会があるところの押しボタン式信号機も、あそこも何名か事故で亡くなられています。そういったところで押しボタン式信号機がつかまりました。そういう状況下で、じゃ、唐尾広川線で死亡事故が起きないと信号機がつかないかという疑問があるわけですね。もう一回、強力的に信号機設置をお願いできないでしょうか、建設課長。

○建設課長（山口英二君）

お答えいたします。

今、議員御指摘の箇所につきましては、地元の行政区から要望が出ております。その中で、市としましても、基本的に道路が県道になりますので、八女県土整備事務所が管轄しております。当然、横断歩道なり信号機につきましては公安委員会の許可がなければ設置ができません。ということで、八女警察署の交通安全係と数回にわたって協議をしておりますが、なかなか、今言いますように、信号が近いというよりも、横断歩道が近くにあるということらしいです。たまりも当然ありますし、もう一つは、押しボタン式信号機につきましても、ことし8月に警察と協議を行っております。その中でも答えは同じということで、ちょっと厳しいという回答が出ております。県につきましては、公安委員会のほうの許可が出れば検討しますということでございましたけれども、基本的に公安委員会の許可が出ないということで、県としては対応ができないということでございます。

今後につきましては、ほかに何か代替案がないかということで、県とも各改良の分も含めまして、県とそういう協議ができればということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○10番（萩尾 洋君）**

なるべく早目に解決策を出していただいて、子どもらが安全で安心して通学できるような状況をつくっていただきたいと思っています。

最後に、こういうことを書いてあったやつがあるんですね。市や警察署においては、自動車通行優先の発想から脱却しないと、現状は変わらないと。公安委員会とか警察はそうでしょう。下手に横断歩道をつけると渋滞するとかですね。だから、車優先のことしか考えていない。例えば、横断歩道が先にあるからとかですね。だから、そういう発想を脱却しないと、今後、だめだよということを何か書いてありましたので、一応お知らせしたいと思います。

以上、もろもろ要望ばっかりになったと思いますが、これは将来の八女市を担う子どもたちが安全に安心して通学できて、すくすくと育って、八女市の将来を担うような子どもに育ててほしいという理由で言ったつもりですので、今後とも前向きにお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

**○議長（川口誠二君）**

10番萩尾洋議員の質問を終わります。

11時10分まで休憩します。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

**○議長（川口誠二君）**

休憩前に引き続き再開いたします。

24番松崎辰義議員の質問を許します。

**○24番（松崎辰義君）**

皆さんおはようございます。日本共産党の松崎辰義です。

まず、台風21号によって亡くなられた11人の方々に心より御冥福を申し上げます。また、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

さらには、けさ起きました北海道の震度6強の地震によって被災された方々にも、あわせてお見舞いを申し上げます。一日も早い復興を願うものであります。

それでは、さきの通告に基づいて、一般質問を行います。

まずは子どもたちの通学路の安全確保についてであります。

大阪府高槻市で起きたブロック塀の下敷きになって死亡した少女の痛ましい事故は、二度と起こすことのないように、大人がしっかりと対応していかねばならない重要な課題であります。同僚議員の質問もありましたので、なるべく重複しないように質問をしていきたいと思っております。

まずは指定通学路における危険なブロック塀の対策はどのようになされているのでしょうか。各学校において、通学路の危険箇所の調査が行われたと聞いておりますが、これからどういった対応をされようとしておられるのか、お伺いいたします。

次に、学校給食についてであります。

さきの6月議会でもお聞きしましたが、第2子、第3子の給食費の無償化は考えられないのでしょうか。子育て支援の立場からもぜひとも実行していただきたいと思いますが、どのような検討がなされているのか、お伺いをいたします。

最後に、道徳科についてであります。

第2次安倍内閣のもと、2013年2月、教育再生実行会議は、第1次答申で道徳を新たな枠組みによって教科化することを提言しました。2014年2月には中央教育審議会に諮問し、同年12月に道徳に係る教育課程の改善等についての答申を経て、2015年3月に学習指導要領の改訂を行い、道徳を特別の教科と位置づけ、略して道徳科と呼ぶことにしました。こうして道徳科が生まれ、今年度から小学校で始まり、来年度から中学校でも行われるようになっていきます。

そこで、道徳科について、どのような学びを考えて進めていかれるのか。また、児童生徒の評価は誰がどのように行うのかをお尋ねいたします。

あとは質問席より順次質問を行いますので、明快な答弁をお願いいたします。

**○教育長（橋本吉史君）**

24番松崎辰義議員の一般質問にお答えをいたします。

1、子どもの通学路の安全確保について。指定通学路における危険なブロック塀の対策はどのようになされているのかとお尋ねでございます。

現在、各学校の調査結果の取りまとめを行っております。各学校からのブロック塀箇所の報告をもとに、現場確認を行い、関係機関と連携を図りながら、今後の対策等を検討していく予定です。

次に、学校給食について。第2子、第3子における学校給食の無償化についてどのような検討がなされているのかとお尋ねでございます。

学校給食における安全・安心を保持増進するために、施設及び設備の点検や維持管理、学校給食の運営支援を行う一方で、一定の低所得世帯につきましては、就学援助費の中で給食費相当額を支給しており、経済的に困窮される世帯の支援に努めております。

子育て支援等の政策として、給食費の無償化や一部助成を行っている自治体もございますが、教育委員会といたしましては、入学祝金等により、他の自治体以上に支援に努めているところであり、引き続き調査研究をしております。

次に、道徳科について。どのような学びを考えて進めていかれるのかとお尋ねでございます。

平成32年度から実施される新しい学習指導要領の柱である問題解決的な学習及び主体的な学習を具体化するため、単なる話し合いや読み物の登場人物の心情の読み取りに偏ることなく、学校や児童生徒の実態に応じて、深く考え議論する道徳科の実践に向け、質の高い多様な指導方法を展開していきます。

次に、児童生徒への評価は誰がどのように行うのかとお尋ねでございます。

道徳科の評価につきましては、単に他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受けとめ、認め、児童生徒のよい点を褒めたり、さらなる改善が望まれる点を指摘したりするなど、児童生徒の発達の段階に応じて励ますという観点に立って、各担任による記述により行うものとされております。

以上、御答弁を申し上げます。

#### ○24番（松崎辰義君）

現在は学校側の調査結果を取りまとめているということでしたけれども、学校側の調査というのは、いわゆる通学路の点検というのは先生方がなされたということでしょうか。

#### ○学校教育課長（原 亮一君）

御説明させていただきます。

御指摘のブロック塀の点検でございますけれども、大阪府北部地震の後、6月29日付で各学校に対しまして、学校安全体制の確認という通知を发出いたしまして、その中で、1メートル以上のブロック塀が通学路にあるのかという観点で、学校のほうで調査依頼をしている

ところでございます。

以上でございます。

**○24番（松崎辰義君）**

今後のことですけれども、先生たちは別に専門家ではないわけですから、これが本当に危険なものか、どういうものなのかというのは一定専門家の診断といたしますか、そういうものが必要であろうかと思っておりますけれども、今後はそれを取りまとめたものをそういう形でされるのか、具体的にその後の調査といたしますか、それはどういう形でされようとしているのか、お願いします。

**○学校教育課長（原 亮一君）**

御説明させていただきます。

調査の取りまとめを今、やらせていただいております。これにつきまして、学校においてはエリアを1つとカウントしたり、さまざまでございますので、それにつきましては現場を見なければ正確なものはわからないという状況が1つあります。それから、おっしゃるとおり、学校はあくまでもブロック塀の存在をカウントしてきておりますので、文部科学省から点検をするようにと指示がおりてきていますのは、いわゆる建築基準法、例えば、高さが2.2メートル以下でございますとか、1.2メートルの控え壁とか、そういう基準がありますが、そういう基準にそぐうかどうかということの観点からの点検内容が示されているところでございます。

私どもとしましては、学校からの取りまとめで場所といたしますか、どこに存在するかわかりますので、これにつきましては、あと通学路の担当となります学校教育課、それから、防犯の関係で防災安全課、それから、道路管理者という意味での建設課、それから、建築行政という意味で都市計画課と連携をしながら、そういう観点から通学路のブロック塀について点検をしていきたいと思っております。

しかしながら、あくまでも個人の財産でございますので、いわゆる目視によって、そういう段数でありますとか、傾きとか、そういうものがないかという部分について点検を図りたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

**○24番（松崎辰義君）**

さっき高さについては1.2メートルと言われましたが、ブロック塀に関する建築基準法というのはどのようになっているのか、お願いします。

**○都市計画課長（原 寿之君）**

お答えいたします。

建築基準法によりますと、礎石積みというブロック積み、石積みとかれんがとか、そうい

うものの区分とコンクリートブロック、俗に言う、一般的に四角い20センチ、40センチ程度のブロック積み鉄筋を入れてするのをごさいますて、そちらのほうで規格が若干違いますので、そちらのほうで申しますと、塀の高さとか、厚みが15センチ以上については、これは日本建築学会の基準も適用しているところもごさいますので、基本的には双方の基準をもとにしていくということで、建築基準法施行令は最低10センチとなっておりますけれども、2メートル以下の低いところでは12センチ以上とか、そういった決まりがごさいますので、建築基準法と日本建築学会の基準双方を見ているというところでごさいます。

**○24番（松崎辰義君）**

点検においては、建築基準法に基づいて点検をされるだろうと思ひますけれども、先ほど行政のほう、警察、いろいろ言われましたが、こういうものに関するの是一個の専門的知識を持った方、こういう人がやっぱり必要ではないかなと思ひわけですが、それについてはどのように対応されていくのか、お願ひします。

**○学校教育課長（原 亮一君）**

御説明させていただきます。

通学路に面するブロック塀の点検に限って申しますと、県、八女県土整備事務所が平成17年の福岡県西方沖地震、そのときのブロック倒壊の意見を受け、福岡県が独自に調査をされているという流れがごさいます。ただし、それは学校から500メートルの範囲に限ってということでごさいます。平成28年の熊本地震、それを受けて再度点検を行ってあります。それは今継続中ということでごさいます。加えて、今回の大阪府北部地震の発生を受けて、今度は中学校の通学路につきましても、県と八女県土整備事務所で行う点検をやるということで行われているところでありまひす。そういう県の建築指導課の専門的な見方での点検作業が行われている事実はごさいます。私どもについては、それについて通学路をお示しするというところで協力するよひという通知をいただひているところでごさいます。

以上でごさいます。

**○24番（松崎辰義君）**

ということひ、専門家はまだ熊本地震とかいろんなところを調査もまだ継続中ということになれば、そういう方々に入っひいただひての点検というのはいつごろになるのかわかりまひすかね。

**○学校教育課長（原 亮一君）**

御説明いたしまひす。

現段階でその点検結果がいつ取りまひとめるかということについては情報は得ておりまひせん。

以上でごさいます。

**○24番（松崎辰義君）**

なかなか難しい問題で、じゃ、うちだけ急いでくれというわけにはなかなかいかないだろうと思いますけれども、なるべく早く、県の方々も入ったうちでの点検というのをやっていただきたいと思いますけれども、1つは区長さんから、もしそういう点検が終わったら、ぜひ区長会にもつないでほしいと。というのは、やはり自分たちもどこが危ないのか知っておく必要がある。それは子どもたちは当然のことながら、地域の住民の安全確保という意味からも、そういったものについてはきちんとつないでいって、共有を図る必要があると思っていますがと、ぜひそのことも言ってほしいということを言われました。そういう情報の共有化ということで、区長さんたちにつないでいくことについては今後どのようにされようとしているのか、お願いします。

**○学校教育課長（原 亮一君）**

御説明させていただきます。

区長さん方との共有ということでございますけれども、行政区長と市長の懇談会の折に、そういう通学路の関係の御質問もしていただいているところでございます。しかしながら、私どもとしては点検をさせていただくということは御説明しているところでございますけれども、1つは個人情報の取り扱いもございまして、例えば、八女県土整備事務所が、先ほど御説明いたしました福岡県西方沖地震、それに対して著しく危険性があるブロック、建築基準法を適合しないブロックと、その中でも特に危険だと。だから、地震があつたら倒れる危険性が高いというブロック、そういうものがあるということは八女県土整備事務所は把握しているんですけれども、それについては私どもにも情報提供は、個人情報の観点でされていないというところがございますので、そういう個人情報との兼ね合い等もございまして、その辺については検討していかざるを得ないと思っております。

以上でございます。

**○24番（松崎辰義君）**

非常に難しいかと、今、聞きながら思うんですが、個人情報で県のほうも把握したものを各自治体にもどこですよと特定してはなかなか教えてくれない、個人情報の問題があるということですので、なかなかそれを聞き出して、じゃ、それをまた伝えるというのは、個人情報保護の観点からもいろいろ問題があるんだろうと思いますけれども、要は、やっぱりどこが危ないということはいろんな形で特定しなくても、大体通学路、そして、こういう通学路があること、そして、そこをできれば町内の役員さん方も歩いていただいて、区長さん方も、ここは危ないなということの実態把握はしていただきたいなと思いますから、その個人情報保護条例の中に抵触しないような形で、何らかの形でその共有を図っていただければと思いますが、その辺どんなでしょうか。

**○学校教育課長（原 亮一君）**

御説明させていただきます。

地域の皆様方には、学校の通学路についての安全確保については御協力をいただいているところでございますので、その辺、学校を通じた形で何らかの情報共有という可能性は探ってみたいと思っております。

以上でございます。

#### ○24番（松崎辰義君）

ぜひそのような形でも結構ですので、情報の共有化を図っていただきたいと思えます。

じゃ、このブロック塀、今後の調査の状況が進まないとなかなかわかりませんが、民有地です。民間のところですから、こうなさいということはなかなかできないのが現状だろうと思えます。

以前、教育長のほうに、堺市の取り組みですけれども、指定通学路の危険なブロック塀の撤去等に補助をいたしますという制度を設けられたと。ぜひこういう形で八女市もできないのかということをお願いしました。そのときに、実は区長会からもそういう要望が出ていると、福岡市もやっていると。今、調べましたら、政令都市だけではなく、いろんなところでそういう取り組みが始まっているようです。といいますのも、国土交通省は6月25日付の都道府県宛て事務連絡で、自治体のブロック塀等の撤去等に係る支援について、防災・安全交付金等の効果促進事業の対象とすることが可能であることをお知らせすると連絡をしております。国土交通省の住宅局によれば、防災・安全交付金で実施することが想定される効果促進事業の例示で、ブロック塀等の安全対策事業が示されており、その事業内容の説明には、ブロック塀等の倒壊による道路閉塞を防ぎ、安全な避難路を確保するため、ブロック塀等の除去、生垣整備を行うとされていると。多くの自治体が既に実施していると言われておりますし、申請する上で新たに必要なのは、効果促進事業にブロック塀等の安全対策事業を記載することと、市町村の場合は都道府県を通じて交付申請をすること。県のほうを通じてなさいよということですが、これについてはどのような検討が今なされているのか。されているのか、されていないのか。それから、こうすれば、国が3分の1、自治体3分の1、残りを民間の地権者の方にとということですが、そういう危険性のあること、そして、地域の子どもたちを守るためにぜひということも申し入れもしやすくなるのではないかなと思えますし、そういった部分というのがどのように今後考えていかれるのか、その点についてお願いします。

#### ○副市長（鎌田久義君）

お答えいたします。

今、議員のほうから申された補助の関係等でございますけれども、実は今回9月議会の中で県議会のほうが予算を計上しているということございまして、その情報がわかってきま



したので、それについて関連でお話をさせていただきたいと思います。

まず、そのブロック塀等の撤去費助成制度の創設ということで、今回、県のほうとしては平成30年度の今回の9月補正予算計上が合計で3,750千円ということで提案されているようでございます。実はまだ議会の中でございますので、議決のほうがまだだろうと思っております。その内容としましては、基本的には先ほど補助対象経費については日本建築学会のほうの問題とか、それと、コンクリートブロックづくり、そういったものが対象になりますと。要件としましては、通学路、避難路、そういった危険箇所について認めますということでございまして、高さは1メートル以上ということでございます。

問題は、先ほど議員もおっしゃっておられましたが、ブロック塀の所有者、これは民間でございますので、そこら辺が今、県と八女県土整備事務所でも調査を今かけている段階でございまして、そういったもろもろについては情報共有は最終的にできると思っております。そういった中で、その危険箇所を先に所有者の方と話してどんなふうになるか。されるということであれば、先ほど国のほうも実は社会資本整備総合交付金、これを対象としたいということ考えていらっしゃると思いますので、国が45%ぐらいとすれば、県と市町村で27.5%ずつで考えているところでございますので、こういった形でいきますと、多分、県も上限を決めていくと、価格の上限をですね。通常でいきますと、30千円を考えていらっしゃるということでございます。だから、それに伴っていきますと、県と市が多分同等ぐらいでいきますと、今回、急でございましたので、そういった補助事業を絡めますと、次回の補正でいくのか、その調査の内容の時間の問題もありますので、新年度予算で対応させていくのかというのが今後の考え方でございます。

そういった中でいきますと、県の事業期間が今の段階の今回の提案は平成32年度までということになりますと、もう余り時間がないわけですね。だから、平成31年度、平成32年度で民間の所有者の方がどんなふうにおっしゃられるのか。ああ、うちもしますよということであれば、当然そういった箇所数の問題、予算の問題が明らかに決定できるんですけども、何せ民間の方々がどんなふうに思われるかということ、事業費にもやっぱりかかわってきますよね。面積がどのくらい建っているのかで事業費が大幅アップするということになりますと、基本は半分を民間の所有者で持たれるということでございますので、多分、県が上限30千円すれば、当然所有者の負担が増額になってくるということで、今後そこら辺も踏まえて検討させていただきたい。だから、予算計上については12月になるのか、来年度当初予算になるのかというのは状況次第でございます。

以上でございます。

#### ○24番（松崎辰義君）

副市長言われるように、民間の方の思いというのがあるわけですから、こっちで無理には

できませんけれども、やっぱりこういう制度があることによって、じゃ、この際ということもやっぱり進んでいくのではないかと思いますので、また、言われるように平成31年度、平成32年度に限っての施策と私も聞いておりますけれども、早急にそういうものの調査も行って、やはりこういう対応をしていただくことによって、子どもたちの通学時の安全、それから、災害も含めて何かあったときの安全を、子どもたちに限らず、地域の安全をみんなで守っていくという一つの大きな流れになってくるかと思っておりますので、積極的にこの辺については取り組みをしていただくよう要望をしておきたいと思っております。

それでは、次の学校給食の問題に入らせていただきます。

これは何度も言って、いろんな総合的な立場から判断をしていかなければならないということ、それから、先ほど言われたように、八女市においては入学祝金、ほかに例のないところもやっているんだということですが、いつまでもそのことを言っても、私はしようがないんじゃないかなど。やはり子どもたちの生活、いわゆる安全・安心を含めて、それから、学習を含めて、どう守っていくのかということが大人に課せられた課題であると思っておりますので、そういう観点でぜひお話をさせていただきたいと思っております。

多額の金が要ると言われておりますけれども、第2子までいる世帯がどれぐらいあるのか、第3子までおられる世帯がどれだけあるのか、まずはお願いします。

**○学校教育課長（原 亮一君）**

御説明させていただきます。

申しわけございません、世帯ということではつかんでおりませんので、児童生徒数ということで御説明させていただきます。

ことしの2月1日現在の数値でございますが、全児童生徒数、八女市で4,741人でございます。そのうち、第2子以降の児童生徒が1,690人、第3子以降が308人ということになっております。

以上でございます。

**○24番（松崎辰義君）**

ということは、多分、試算もされてあると思っておりますので、第2子まで無償化にすると幾らになるのか。第3子のみ無償化にすると、どれぐらいになるのか、試算してあればお願いします。

**○学校教育課長（原 亮一君）**

御説明させていただきます。

あくまでも試算でございますが、第2子以降の対象額が81,000千円を超える程度でございます。それから、第3子以降の場合は14,000千円を超える状況でございます。

ちなみに、第3子以降というのは、全体からすると対象者数は6%となっております。

以上でございます。

#### ○24番（松崎辰義君）

実は日本国憲法第26条においては、「義務教育は、これを無償とする。」とされております。しかし、現実には無料なのは授業料と教科書に限られており、保護者の経済的負担は大きいと言わなければなりません。保護者の経済的負担が大きい中での文部科学省の子供の学習費調査によれば、副教材費、実習材料費、部活動費、修学旅行費、学校への納付金など、公立小学校で年間約100千円、公立中学校で約180千円とされております。また、学校給食費は小学校で、これは全国平均ですけれども、月平均4,323円、中学校で4,929円とされておりますけれども、これからいくと、この中での給食費の割合というのが非常に多いわけです。もちろん、日本国憲法では無償化ということを言われておりますが、学校給食法によりますと、第11条「経費の負担」では、「学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。」と、運営とかそういうものに限ってですね。そして、「前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とする。」とされておりますから、負担をとることは別に違反でも何でもないし、当たり前のことだと思っておりますけれども、やはり子どもを育てるときの負担というのがいろいろあって、今、子育て支援、それから、子どもの貧困の打開という立場で教育委員会も捉えてあると思います。ですから、さらに負担を軽くすることによって、やはり子どもを産み育てていってもらう、そういう条件をつくっていく、このことが今、求められているのではないかなと思うんですが、その点教育長はどのようにお考えか、お願いします。

#### ○教育長（橋本吉史君）

お答えをいたします。

議員おっしゃるように、子育て支援の施策として、1つ大きな課題であろうとは思っております。

ただ、先ほど課長も申しましたけれども、やはり財政的なこともありますし、費用対効果といいますか、そういったこともありますし、何より第3子以降にした場合は子どもの数にして6%程度しかございません。これで本当に効果があるのかどうか。第2子以降にした場合は年間約80,000千円、これが今後継続して毎年毎年できるのかということも含めて、やはり検討する必要はあるかと思っております。

また、いつもこれは申し上げてはおりますけれども、他の子育て支援策も八女市は大変出していただいております。ですので、そういったことも総合的に考えて、今後とも、やはり検討するに値する一つの大きな課題ではあると思っておりますけれども、今のところは給食費の無償化ということについては、まだ結論を考えていないところでございます。

## ○24番（松崎辰義君）

費用が要るということですので、それはわかるんですが、やはりどういう観点で捉えるかというのが非常に大事だろうと思っておりますし、一つは各自治体の取り組みによって、国も動かざるを得なくなる。県も動かざるを得なくなる。そういう状況が出てくるのではないかなと思っております。

以前、子どもの医療費助成に対するペナルティがありました。それがことしからなくなったんですね。そして、なぜなくなったのか。見直しの内容というのがありますけれども、地方公共団体が独自に行う子ども医療費助成に係る国民健康保険の減額調整措置について、全ての市町村が未就学まで何らかの助成制度を実施している実態を踏まえ、自治体の少子化対策の取り組みを支援する観点から、平成30年度より未就学児まで対象とする医療費助成については国保の減額調整措置を行わないこととするとされておりまして。県のほうも、いわゆるこの間から小学校については半分を助成すると。これは1つはやっぱり各自治体の動きだろうと思っております。

それから、先日、学校給食の無償化を実施している自治体、これらの資料をいただきました。全国で76市町村が行っている。また、小学校のみが4市町村、中学校のみが2町と言われております。この76市町村のうち45自治体は、平成27年、平成28年、平成29年、過去3年間において始まったところですよ。59.2%が3年ぐらい前から始めたというのが今の実態です。つまり、各自治体ともそういう取り組みをやっている、そのことは私は少なからずとも国に影響を与えていくのではないかと、そういう流れをつくることも必要ではないかなと思っておりますが、その点教育長はどのようにお考えですか。

## ○教育長（橋本吉史君）

お答えをいたします。

今現在、先ほどの資料によりますと、4.7%ぐらいの自治体が給食無償化、一部無償化をやっております。ただ、そのほとんどが村、町なんですよ。少人数の人口のところほとんどです。私も調べましたけれども、八女市より人口が多いところは1市じゃなかったかなと思います。あとは市が3つ4つありますが、そこでも八女市よりも少ない、そういう規模の自治体です。やはり財政的なことというのは、とても大きいと思うんですよ。ですので、そういったことも考えながら、あともう一つ、私、この間、吉野町に行ったときにある村長さんとお話をするのがございまして、まだ村がたくさんありまして、2人の村長さんとお話したんですけども、やはり子育て支援策ではあるけれども、いわゆる定住対策として考えるということもおっしゃっていました。新聞報道でも、一つの村がやり出した、隣の村がやり出したら自分のところもやらないと、やはり逃げていってしまうと。そういった観点の策が今の流れなのかなと。ですので、先ほど申しましたように、八女市教育委員会としま

しては、他の子育て支援策、こういったことも多々ありますので、総合的にやはり考えていくべきだろうと思っております。

以上です。

#### ○24番（松崎辰義君）

総合的にということはよくわかります。ただ、やっぱりお金も要ることですから、それは無視できないと私も思います。ですから、無償化というのが簡単にできるとは思いません。ただし、やっぱりこういう、非常に学校給食というのは子どもたちにとって絶対必要でありますし、親にとっては大きな負担になっていくということを考えれば、何らかの形でここに軽減していく措置を考える必要があるのではないかなという観点から、私は第2子、第3子、第2子以降というのかなりの額がありますし、第3子のみという効果はどうなのかということも言われましたが、1つはこういう流れをつくっていくことも大事ではないかなと私は思うからです。やっぱり八女市を担う子どもたちに対して、少しでも、その健やかな成長を願う行政としての態度といいますか、考え方として、こういったものもやはり考えていく必要があるのではないか、そういう観点に立つ必要があるのではないかという思いから申し上げます。

これが早急に私もできるとは思いませんけれども、やはりいろんな観点を考えながらやる必要があると思しますので、ぜひこのことについては今後も——今後、検討されるということですので、いろんな立場から検討を続けていって、何らかの策を考えていただくことを強く要望しておきたいと思えます。

最後に道徳科の問題です。

先ほど登壇して言いましたけれども、今年度から道徳科が行われていると。道徳の指導計画作成のポイントというのを見ますと、多分こういうことだろうと思えますけれども、校長先生が道徳教育推進教師を任命して、その道徳教育推進教師を中心に進められると思っておりますけれども、それでいいのか。そして、それが具体的にはどのように進められていくのか、お願いします。

#### ○学校教育課長（原 亮一君）

御説明させていただきます。

議員御指摘のとおり、道徳教育につきましては道徳推進教員というのが位置づけられておりまして、これは学習指導要領の中で、各学校においては校長の方針のもとに道徳教育の推進を主に担当する教師を中心に道徳教育を推進するということが位置づけられておりますので、そのとおりだと考えております。

具体的な役割といたしましては、同じように学習指導要領の中で例示がございまして、道徳教育の指導計画の作成でありますとか、道徳教育の推進充実、また、道徳の教科の時間の

充実、教材の充実活用、情報提供、さまざまなことを中心にやっていくものと捉えているところでございます。

以上でございます。

**○24番（松崎辰義君）**

今いろいろ言われましたけれども、具体的にはどういうことなのか、まだ正直さっぱりわからないのが実情ですけれども、道徳教育推進教師を中心にされるということは間違いありません。ですから、その協力体制と、一人でするわけじゃないからですね。協力体制というのは具体的にどのような形でされていかれるのか、されておられるのか。例えば、月1回そういう話し合いのもとでどう進めているとか、そういった何らか協力体制というのが具体的にどういう形であるのか、お願いします。

**○教育部長（永溝弘幸君）**

お答えいたします。

まず、推進体制に入る前に、道徳教育の計画も含めましてですが、もちろん道徳教育の推進教員が中心にはなりますけど、大もとは学校長が示す学校教育目標、それから、その年々の重点目標達成のために道徳教育が担う部分という部分で、大もとの基本方針、方向性は校長が示すものでございます。

あと、推進体制につきましては、私は中学校ですので、中学校の例で申しますと、1年生、2年生、3年生それぞれの学年に推進教員も含めまして、道徳の担当の教員というのを校務分掌で配置しておりますので、そこで基本、月に1回程度は実施状況であったりとか、実施した部分の課題であったり成果であったりとかいう部分の情報共有を進めながら、いわゆる道徳教育の担当部会という形で進めて、それを運営委員会であったりとか、そういった部分で報告をして進めていくという部分が現実です。

以上です。

**○24番（松崎辰義君）**

この作成上の留意点と内容ということで、教育関係法規、教育行政の重点施策として、「日本国憲法」及び「学校教育法」並びに「教育基本法」の精神を受けて告示された学習指導要領に示された道徳教育の目標を押さえるとともに、各市町村の教育行政の重点施策や児童憲章などの内容を把握する。」と。いわゆる考える上において日本国憲法、さらには教育基本法、この精神が大事なんだと書いてあると思うんです。それに基づいているいろんなことを考えていく。それで、1つは日本国憲法の目的と基本原理ということで、「日本国憲法は、ポツダム宣言の条項を履行し、民主政治の確立および平和国家の建設を行うことを、その目的とする。日本国憲法の基本原理は、基本的人権の尊重・国民主権・平和主義の三つである。」。また、教育基本法にはいろいろ書いてありますけれども、最後のほうに、「ここに、

我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。」。いわゆる日本国憲法の精神、この精神にのっとりやるんですよということを書いてあります。

ですから、やはり道徳を考える場合に、この基本的人権の尊重、国民主権、平和主義、これが全てではないだろうけれども、ここを一番重視して道徳というのを考えていってほしいということだろうと思いますが、教育長いかがですか。

**○教育長（橋本吉史君）**

お答えいたします。

先ほど議員がおっしゃいましたように、教育基本法の末尾には「我々は、日本国憲法の精神にのっとり」云々とあります。実を言いますと、その日本国憲法の精神にのっとり教育基本法がつくられております。その教育基本法には、もう御存じだと思いますけれども、教育の目的と教育の目標が書いてあります。そして、その次の学校教育法。学校教育法には、義務教育等の目的と、それと目標と書いてあります。その中にはその精神がちゃんと全て入っております。例えば、教育基本法の目標、第2条ですけれども、そこにもそういった憲法の精神にのっとり、5つ目標を掲げてあります。もうこれは御存じでしょうから言いませんけれども。そして、学校教育法の義務教育の目標、そこには10点ぐらい目標が掲げてあります。これは各教科に割り振られた目標になっております。その中から道徳というのが出てくるわけですね。ですので、もう一回言いますと、日本国憲法があって、その精神にのっとり教育基本法がつくられております。そして、学校教育法があって、学校教育法の中では、教育課程に関する事項は文部科学大臣が別に定めると条文の中でなっております。その文部科学大臣が定めるのが省令で、いわゆる学校教育法の施行規則です。この学校教育法の施行規則の中には、また文部科学大臣が別に定める学習指導要領によると書いてあります。だから、学校教育法が学校教育法施行規則に委任して、学校教育法施行規則から告示になりますけれども、また再認をして学習指導要領が書かれてあります。ですから、ここには法的拘束力があると昔からされております。その学習指導要領の中に道徳のことが書かれておりますので、日本国憲法の精神がその中で脈々とつながれてきているものであると考えております。

**○24番（松崎辰義君）**

ぜひそういう崇高な、この三原則、原理を守りながら道徳をやっていただきたいと思うんですが、実は、前文部科学省事務次官の前川喜平さん、もう昨年やめられましたけれども、非常にそのときは時の人でありましたけれども、その人の「面従腹背」、そういう著書が出されております。この中にこういうことが書かれているんですよ。「立憲主義のもと、国が教育課程の基準として設定できる道徳的価値は、憲法が立脚する個人の尊厳という根本的な

価値及びその上に立てられた基本的人権の尊重、平和主義、国民主権という原則に沿ったものでなければならない。個人の尊厳を重んじ、日本国憲法の精神にのっとりという言葉は、2006年改訂後の教育基本法にも残っている。ところが、学習指導要領が設定した道徳的価値の中には、自由、平等、平和など、憲法的価値と一致するものもあるが、その扱いは極めて小さい」。また、これは今使われております道徳の本の中で「集団への帰属の中で最も」、集団への帰属という部分があるんですが、「この中で最も強調されているのは国であり、そして、国を超える集団への帰属意識は出てこない。集団や社会の中で、世界の中の日本人としての自覚を持ち、他国を尊重し、国際的視野に立って世界の平和と人類の発展に寄与すること」との中学校の中ですけれども、記述がある。「しかし、あくまでも帰属対象は日本という国であって、世界、人類、地球への帰属という視点は示されていないのである。個人の尊厳と地球市民の視点が欠けている。私はこれを国と地球の欠如と呼んでいる」ということで、非常に今のやり方の中で、これが全て問題であるのかどうかは私もまだわかりませんが、やはりこの道徳をする場合、どういう視点でこれを捉えていくのか、そこが非常に重要だろうと思っているわけです。

この間、八女市で使われている道徳科の教科書、課長にお聞きして八女市立図書館にあるということでしたので、先日行って、見てきました。一応1年生から6年生までの本をばらばらとですけど、全部つぶさに読むことはできませんでしたが、見てまいりました。

そして、一番最後に、主として自分自身に関する事、主として人とのかかわり合いに関する事、主として集団や社会とのかかわりに関する事、主として生命や試練、崇高な事とのかかわりに関する事、こんなふうに区分がされておりますよね。その中で調べましたら、八女市の道徳科の教育の中でも、やはり主として集団や社会とのかかわりに関する事が非常に多いなということ。それから、主として生命や自然、崇高な事とのかかわりに関する事が非常に少ない。もちろん、これを全てされるのではないだろうと思いますし、そこでどういう指導をされていくのかが非常に重要なところだろうと思いますけれども、大体さっき言われたと思いますが、週1時間程度。小学校の場合、1時間というのは45分ですから、週1回45分の中であの教科書が全て終わるものなのか、そういうカリキュラムの中で進むのか。そこで、やはり先生たちが重要な部分を抜いて教えていくのか、1つのことについて45分ではとても理解することはできないと思いますが、その点は今後どのようにするのか、お願いします。

#### ○教育部長（永溝弘幸君）

お答えいたします。

学習指導要領に示された年間の道徳科の授業時数は35時間でございます。それで、今、議員のほうから御指摘あった内容項目、4つの分類合わせた部分で学習指導要領で規定されて



いる内容項目は、小学校の低学年で19項目、小学校5・6年生高学年、中学校で22項目設定されております。したがって、教科書全部を扱うという、教科書に記載されている資料を全部扱うということはありません。まず、指導要領にのっとって行うことは、その指定された内容項目を全て網羅することは求められております。あと残りの時間は、先ほど言いましたけど、校長が示した重点目標達成のために、子どもたちの実態に応じて必要なところに時間を使ったり、複数ほかの教材を使ったりという形で進められております。もちろん、教科書の教材だけではなくて、地域教材であったりとかいったことも認められておりますので、八女市で進めてきました地域でそれぞれ使っている、それぞれの学校で使っているような教材もこれからも活用していこうと思っております。

以上です。

#### ○24番（松崎辰義君）

この教材に関して言えば、地域、それから保護者、そういう方々の願いも聞き入れなさいということが書いてあります。そういう地域、保護者などの願いを把握するために、アンケートなどの手段をとることも考えられる。やりなさいとは書いてありません。八女市でそういった地域、それから保護者、そういった人たちの願いを把握するため、アンケートをとるということは考えてあるのかどうか、お願いします。

#### ○教育部長（永溝弘幸君）

お答えいたします。

道徳教育に限らず、今進められておりますコミュニティ・スクールそのものが地域の方々と一緒に学校を運営していくという形になっておりますので、もちろん、学校運営協議会の中で道徳教育に限らなくても、学校の運営、学習内容、活動等を含めても、地域の皆様の意見を伺う機会はたくさんあるのではないかなと思っております。

具体的なアンケート等に関しては、それぞれの学校長の判断で行っていくのではないかなと考えております。

以上です。

#### ○24番（松崎辰義君）

先ほど部長言われるように、コミュニティ・スクール事業やいろんなところで地域の要望、それから、いろんな課題の共有、こういうものは必要だと私も思っております。ただ、道徳に関して言えば、やはり先ほど言いました基本的人権の尊重、そういったものを中心に考えていくべきだろうと思っております。

もう最後になりますけれども、やはり先ほど言いました主として集団や社会とのかかわりに関する記述、1年生で14項目、2年生で13項目、3年生で12項目、4年生で11項目、5年生で14項目、6年生で13項目ということで、特に多い記述が目立つのが私の印象です。つま

りは愛国心、郷土愛、家族愛、社会奉仕などが書かれている部分が非常に多い。こういうものを余りにも強調されると、子どもたちをどこに連れていこうとしているのかなと思うわけです。ですから、やはり基本的には先ほど言いましたように、基本的人権の尊重、そういったものを中心に、子どもたちに学びを考えてもらうような道徳であってほしいということを切に願って、私の一般質問を終わります。

**○議長（川口誠二君）**

24番松崎辰義議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

午後1時15分まで休憩します。

午後0時16分 休憩

午後1時15分 再開

**○議長（川口誠二君）**

休憩前に引き続き再開いたします。

**日程第2 議案審議**

**○議長（川口誠二君）**

日程第2. 議案審議を行います。

報告第4号 専決処分について（事故による損害賠償）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

**○9番（牛島孝之君）**

これが100、ゼロということで、公用車の損害額をゼロ円としてありますけれども、当然ぶつかった以上、どこか破損したと。それでも必ず修理はしなくちゃいけない。このゼロというのはなぜゼロ円なのかをお聞きします。

**○財政課長（田中和己君）**

お答えします。

当該公用車の被害につきましては、相手方の塗装が付着した程度の損害でございまして、自動車の整備工場にもちょっと調査、点検をいただいたところですけど、損害は、被害はなかったということでございましたので、ゼロということになっております。

以上です。

**○9番（牛島孝之君）**

たびたび事故による専決処分が出てきますけれども、この場合、バックしてぶつけたということですが、これは1人で行かれて、2人というような同乗者はおらなくて、行かれたのは1人ですか。

**○総務部長（石井稔郎君）**

今回の事故につきましては、運転手が前方、運転席に座っており、同乗者もおりましたが、後部座席のほうに座っておった状況だと聞いておりまして、同乗者がおった事故でございます。

**○9番（牛島孝之君）**

1人で行かれたなら、やむを得ないというとおかしいですけれども、それでも十分注意していただかなきゃいけないけれども、2人であれば、やっぱり1人の方が、本来なら1人でも十分注意すればいいことですが、せっかく2人おられるなら1人の方がおりても誘導するというのをしないと、2人乗っておったのに1人は後部座席に乗っておったということでは、こういう事故がたびたび専決処分で出てきますけれども、じゃ、以前の総務部長にも聞きましたけれども、職員教育はそれなら今後どのようにされますか。

**○総務部長（石井稔郎君）**

たびたびこのような議会の報告ということになりまして、大変私どもも重く受けとめておりまして、大変申しわけなく思っているところであります。

今回もですけれども、バックするときの事故ということで、議員御指摘のとおり、後進時は同乗者によります後方確認、誘導を徹底するというところでしておりますが、今回それを怠っていたような状況でございまして、このような事故が発生をしております。再度、公用車に乗る際の基本的な規範であります、バックのときには必ず同乗者によって目視確認をして誘導するというのを徹底させたいと思っておりますし、そのような職員の意識づけにつきましては、毎週、各自のパソコンにポップアップで交通事故防止の取り組みを上げておりますし、交通事故が起こった際には、また各自のパソコンにポップアップで公用車の事故状況について詳細に報告をしながら、このような公用車の事故を起こさないような注意喚起に努めているところでございます。

**○9番（牛島孝之君）**

今後、こういう専決処分がないようによろしく願いまして質問を終わります。

**○議長（川口誠二君）**

質疑を終結します。

本案につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の委任する事項について専決処分したときは、同条第2項の規定により議会に報告するものですから、質疑にとどめ、これをもって審議を終わります。

報告第5号 株式会社クリエイトやべの平成29年度決算及び平成30年度事業の計画の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

**○5番（高橋信広君）**

二、三ちょっと質問させていただきます。

まず、売上高の請負売り上げと、それから作業売り上げですね。ここの明確な区分、例えば、書類上の問題も含めて、これについて回答願います。

**○林業振興課長（若杉信嘉君）**

まず、請負売り上げにつきましては、荒廃森林再生事業の下請分とか、あと主伐、間伐等の林産関係における請負というところでの収入となっております。

それから、作業売り上げにつきましては、特にさまざまございますが、大きいものとしましては土木工事における支障木、そういった伐採作業とか、あと草刈り、それからのり面の、先ほど言いました雑木等の伐採作業等々が作業売り上げという形で計上しているものでございます。

**○5番（高橋信広君）**

そういうことでしたら請負のほうの、請負であれば完了受領書であったり、あるいは契約書であったり、この辺の書類というのは全部そろえていますか。

**○林業振興課長（若杉信嘉君）**

請負になりますので、契約書等々についてはそろっているものと思っております。

**○5番（高橋信広君）**

ここはしっかりやっておいていただいたほうがいいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、このクリエイトやべについては人件費が75%から80%ということで、文字どおり人が財産でございますので、そういう意味で人件費と人員のちょっと中身を、平成29年と、それから今度、平成30年、ここの比較を教えてくださいませんか。

**○林業振興課長（若杉信嘉君）**

人件費の給与等々のこと。（「人員のほう」と呼ぶ者あり）人員ですね。

人員につきましては、平成29年度におきましては7名、労務としておりました。それからあと、事務のほうは1名ということでおりました。平成29年度末に実は1名、地域おこし協力隊が来ておりましたが、1年間でちょっと退職をされたという現状でございます。

あわせまして、平成30年度4月からになりますけれども、4月からは6名体制ということでやっておりましたが、実はUターン者が1名入ってまいりまして、平成30年度につきましても7名と。労務班のほうは7名、それから事務職が1名の体制でいっているところでございます。

以上でございます。

**○5番（高橋信広君）**

今の中に、今度、「緑の雇用」現場技能者育成事業の中に3名ということでFWという形

で出ていますけど、この方々は人ですよ。当然これは補助金の中に入っているということだと思うんですが、人員的にはプラス3名と理解したらよろしいのでしょうか。

**○林業振興課長（若杉信嘉君）**

人的には、先ほど1名やめて、また4月から1名入っておりますので、全然増減的にはございません。緑の雇用は3カ年の技能等々の研修がございますので、平成28年度に入った者、1年目と2年目がそれぞれ、1年目が先ほどのUターン者が1名と、あと2人、2年目の者がおりますので、その者が2人ということで3名ですね。ということで緑の雇用のほうは受けている状況でございます。

**○5番（高橋信広君）**

緑の雇用の方々はあくまで研修ということで、最終的にクリエイトやベの中で戦力になるということではないと理解していいですか。

**○林業振興課長（若杉信嘉君）**

いえ、これは戦力になるということで、林業労務をしていく上では、例えば、草刈りにしても全部免許等々、それからチェーンソーの扱いとか、それからほかに重機等々がございしますが、そういったものとか、安全対策の研修とか、そういったものをして初めて3カ年で、もちろん1年目から作業はできますけれども、そういった研修を受けて作業に取り組むというものの制度になっておりますので、これはすぐ戦力になるというところでの御理解をいただければと思います。

**○5番（高橋信広君）**

ということは、3年後にはクリエイトやベのほうに入っていただくという前提でやるということでもいいんですか。

**○林業振興課長（若杉信嘉君）**

説明不足で済みません。1年目から、もう最初から入社して、その入社した段階でそういった技術、技能の研修を受けていくということで御理解いただければと思います。1年目から労務班として労務員としてやっているというところでございます。

**○5番（高橋信広君）**

今の人件費というのは給与手当に入っているのか、もしくは補助金が入っているのか、ここはどうなりますか。

**○林業振興課長（若杉信嘉君）**

本人たちの給料につきましては、もちろん給与手当の支出の分としては入ってきます。支出をしております。ただ、緑の雇用として水源の森基金から入ってきます歳入につきましては補助金の中に入っているという状況でございます。

**○5番（高橋信広君）**

わかりました。このクリエイトやべについては、矢部地区のみならず、八女市にとって大変貴重な会社とっております。これからの農業、それから林業に対して、支えていただく非常に重要な役割を担っていただきますので、これから我々も大いに支援したいと思っておりますので、ぜひ頑張ってくださいようよろしくお願いいたします。

終わります。

**○議長（川口誠二君）**

質疑を終結します。

本案につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人につきましては毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類を作成し、これを市長から議会に提出するものでありますから質疑にとどめ、これをもって審議を終わります。

報告第6号 一般財団法人星のふるさとの平成29年度決算及び平成30年度事業の計画の報告についてを議題といたします。

本案につきましては、11番角田恵一議員は地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、退席を求めます。

〔角田恵一議員退席〕

**○議長（川口誠二君）**

本案について質疑を行います。

**○5番（高橋信広君）**

2点お伺いします。

まず、指定管理料なんですが、この指定管理料、いわゆる固定費ということではなくて年ごとに移動しておりますが、指定管理料の取り決め方、金額の取り決め。

それからもう一つは、これは財団だからということなのか、よくわからないんですが、いわゆる納付金というのはここには入っていませんが、この納付金というのは納める必要がないのか、このことをお聞きいたします。

**○観光振興課長（井上啓時君）**

お答えいたします。

指定管理費については、ここの星のふるさと財団の場合は固定費ではございません。改修予定とか、西洋フードに施設のほうをお願いしたりとか、ずっと変わってきておりますので、なかなか固定費として幾らということ判断しづらい面がございました。平成28年も改修して、平成29年度からということで財団のほうでリニューアルした施設の運営をしていただいておりますので、そこは収支のぐあいを見て決めさせていただいておる状況です。

それと、納付金につきましては、その収支の状況によって、収益が多かった場合は納付金としていただいております。平成29年度が多分6,000千円いただいていたかなと思います

けど。(発言する者あり)

○議長(川口誠二君)

答えさすっとよかやん。

○星野支所長(江頭弘之君)

納付金については今まで納めていただいておりません。

○5番(高橋信広君)

これは業績によって納めることもあるということで理解していいですか。

○星野支所長(江頭弘之君)

納付金につきましては、合併前の星野村時代に指定管理料より経常利益が多くなった場合、そういうケースについては納付金を納めてもらった経過がございますが、ここ数年は納付金は納めていただいておりませんので、一応指定管理料以上の利益がない場合については納付金はないものと思っております。

○5番(高橋信広君)

わかりました。

それからもう一つ、今度、役員のことをお聞きしたいんですが、平成30年3月31日現在で評議員5名、理事7名、監査2名、合計14名となっています。平成30年3月31日ですから、実際は平成29年、全体として見た場合、平成30年との差があるような気がしますが、この人員。

それと、一番大きいのは、評議員が平成29年当初は多分なかったと思います。もともと財団ですから評議員があってもいいんでしょうけど、この時期に突然評議員を5名持ってこられたという、これはどういう理由で評議員を持ってこられたのか、設置されたのか、これについてお聞きします。

○星野支所長(江頭弘之君)

お答えします。

役員につきましては、昨年度までの事業報告につきましては記載しておりませんでした。今回、ほかの財団と同じような記載をするようにいたしました関係で14名で、昨年度末との比較につきましては増減なしということで、ゼロということで記載をしているところでございます。よろしく申し上げます。

○5番(高橋信広君)

ということは、今までも評議員はいらっしゃって、その評議員の方々の報酬というのはどうなっていたんですか。というのは、平成29年度の報酬は1,445千円、平成30年の予算で4,660千円ということになっております。

○星野支所長(江頭弘之君)

平成29年度と平成30年度の予算の比較につきましては、平成29年度まで専務理事につきましては市職員の出向で行っておりました。平成30年度から出向をやめまして、財団のほうで専務理事を雇用しておりますので、その分の増でございます。

以上でございます。

**○5番（高橋信広君）**

ということは、その金額が職員の方に入っていたと理解していいですね、評議員の方。

**○星野支所長（江頭弘之君）**

そうでございます。

**○5番（高橋信広君）**

星のふるさとのほうも収益的には、昨年、大改修をやられて、一昨年の実績に戻っておりますので、ぜひことしが一つの勝負になると思いますので、頑張ってくださいようよろしくお願い申し上げまして終わります。

**○議長（川口誠二君）**

質疑を終結します。

本案につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人につきましては毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類を作成し、これを市長から議会に提出するものでありますから、質疑にとどめ、これをもって審議を終わります。

11番角田恵一議員の入場を許します。

〔角田恵一議員入場〕

**○議長（川口誠二君）**

報告第7号 一般財団法人秘境柚の里の平成29年度決算及び平成30年度事業の計画の報告についてを議題といたします。

本案につきましては、16番栗原吉平議員は地方自治法第117条の規定により除斥の対象になりますので、退席を求めます。

〔栗原吉平議員退席〕

**○議長（川口誠二君）**

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川口誠二君）**

質疑を終結します。

本案につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人につきましては毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類を作成し、これを市長から議会に提出するものでありますから、質疑にとどめ、これをもって審議を終わります。



16番栗原吉平議員の入場を許します。

〔栗原吉平議員入場〕

**○議長（川口誠二君）**

報告第8号 一般財団法人FM八女の平成29年度決算及び平成30年度事業の計画の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川口誠二君）**

質疑を終結します。

本案につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人につきましては、毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類を作成し、これを市長から議会に提出するものでありますから、質疑にとどめ、これをもって審議を終わります。

報告第9号 平成29年度八女市健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川口誠二君）**

質疑を終結します。

本案につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告されるものでありますから、質疑にとどめ、これをもって審議を終わります。

報告第10号 平成29年度八女市簡易水道事業費特別会計予算継続費精算報告書の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川口誠二君）**

質疑を終結します。

本案につきましては、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費にかかわる継続年度が終了したときは継続費精算報告書を提出し、議会に報告をするものでありますから、質疑にとどめ、これをもって審議を終わります。

議案第69号 専決処分について（平成30年度八女市一般会計補正予算（第2号））を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第69号は原案のとおり承認することに決しました。

議案第70号 八女市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○21番（森 茂生君）

よその市町村のをちょっと見てみますと、給与所得控除の引き下げ、あるいは公的年金の控除の引き下げなどが見受けられますけれども、八女市の出していただいております資料を見ますと両方とも書いてありませんけれども、これについてどういった状況なのか、お尋ねします。

○税務課長（丸山 隆君）

お答え申し上げます。

今回の市民税の改正につきましては、まず前段で、地方税法の改正で給与所得控除が100千円減額をされるかわりに基礎控除が100千円増額をされるということでございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

給与所得控除はわかりましたけれども、公的年金控除、これもよその市町村のを見ると載っている場合があります。これは八女市の場合どうなっているのでしょうか。

○税務課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

公的年金においても同じような取り扱いがございます。

以上です。

**○21番（森 茂生君）**

ということは、公的年金の控除、それと給与所得控除、それが関係して住民税の基礎控除が今度逆に100千円引き上がります。その関係で、当然そちらも書いていただかないと、何か整合性がとれないような気がします。よそのを見ますと、ちゃんと図式になって、給与所得と一連の問題として書いてあります。ですから、これは給与所得控除は引き下げられ、公的年金控除は引き下げられる。その反面として、基礎控除が100千円上がるという関係だろうと思います。これは一連のワンセットで論議をしないと、ばらばらにしてやったんじゃ全くわからないわけです。そこら辺のところは、私の考え方がおかしいのでしょうか。それとも、もう少し説明資料を練ったほうが、よりわかりやすい気がします。そこら辺のところをどう思われているか、お尋ねします。

**○税務課長（丸山 隆君）**

お答えいたします。

資料の作成につきましては、できるだけわかりやすくというつもりで作成をさせていただいたところなのですが、今、議員おっしゃるとおり、関連性がある改正でございますので、今後においてもそういった、とにかくわかりやすく資料については作成をさせていただきたいと思っております。

この改正におきましては、先ほどおっしゃったとおり、地方税法の改正がもとになって、その関係で今回の市民税非課税範囲の100千円増額であるとか、そういったことが関連しているものでございます。

以上でございます。

**○21番（森 茂生君）**

ようやく理解できました。結局、上がったたり下がったりです。プラス、住民からすればよくなったり、あるいは一部の人は悪くなったりということで、負担が減ったり、あるいは片一方ではふえたり、ちょっと一緒たくりになっているような気がします。ですから、とどのつまり、結果的に八女市としては、住民の収入でいいです。八女市の収入としては結果的にふえるのか、あるいは減るのか、そこら辺の計算ができていたらお尋ねします。

**○税務課長（丸山 隆君）**

お答え申し上げます。

先ほどの所得控除から基礎控除に振りかえの部分について、一般的な給与収入者、それから年金の収入の方につきましては、税額の計算としてはほぼ影響はないということです。それから、事業をされてあるような方につきましては、基礎控除の分が100千円増額になりま

すので、こういった方たちについては減税につながるのではないかと考えております。

市全体としましてですけれども、もう一つ、第34条の2の中に、これは高額の収入の方でございすけれども、年収が24,000千円を超えると基礎控除が段階的に減額をされていきます。25,000千円を超えると基礎控除がなくなるということで、これは納税者の方からすると税負担がふえる形になりまして、市全体で申し上げますと、今のデータで当てはめますと、約10,000千円程度、税収が減額になる見込みではないかなと考えているところでございます。

以上です。

**○21番（森 茂生君）**

市民からすれば、全体としてトータルすれば減税になるということですね。わかりました。

先ほど言われますように基礎控除一律330千円が、そこに第34条で書いてありますとおり、今までの一律が段階的に分かれてきております。25,000千円以上の所得の人は基礎控除がゼロということで書いてありますけれども、これは余談ですけれども、25,000千円以上の所得の方は何人ぐらいいらっしゃるのか、調べてあるんでしたらお尋ねします。

**○税務課長（丸山 隆君）**

お答えいたします。

50名程度いらっしゃるものと思っております。

以上です。

**○21番（森 茂生君）**

もう一点、たばこ税の関係ですけれども、加熱式たばこという、今、相当あちこちで、もうふだんから見ようになりましたたばこですが、その計算方法が変わることだろうと思っておりますけれども、これについて説明をお願いします。

**○税務課長（丸山 隆君）**

お答えいたします。

加熱式たばこでございしますが、およそ分類としてはアイコス、グロー、それからブルーム・テック、3品目あるかと思っておりますけれども、これまではパイプ式たばこという形で分類をされておりまして、これまでも紙巻きたばこの本数に換算をしていました。そのやり方として、たばこの葉の重量で紙巻きたばこに換算をしておりましたが、今回の改正でもって、たばこ葉の重さと、それから価格、これを換算の方式に組み込まれたということでございませう。

以上です。

**○21番（森 茂生君）**

今、説明していただきましたけれども、正直言って、重量とかいろいろ、それはどこで、大もとで、もちろん買った人が払うんでしょうけれども、その計算はどこでするんですか、

そもそもの計算。

**○税務課長（丸山 隆君）**

まず、市のほうにおいては、たばこ税は申告納付ということになって課税はしておりませんが、国の方で換算の方式ということを決めるものと思っておりますが、まだ具体的な換算のやり方というのが示されておきませんので、具体的にどのように換算されるのかということについてはまだわかっていないところでございます。

以上です。（「以上です」と呼ぶ者あり）

**○議長（川口誠二君）**

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川口誠二君）**

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川口誠二君）**

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（川口誠二君）**

全員賛成であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

議案第71号 中の井水利委員会設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川口誠二君）**

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川口誠二君）**

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第72号 市道路線の変更についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第73号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○3番（田中栄一君）

本案は横町町家交流館の条例が3月議会で全部改正ということで提案され、議決されてきて、施行が4月1日からとなっております。

そこで、ちょっとお尋ねしますが、今回の募集要項等をつくられて配布されたのが5月8日から15日まで8日間ということでございます。申請しようとする事業者への広報不

足で、これは競争原理が働かないのではないかという思いもしております。そこで、4月1日に施行ですので、1カ月以上たってからということですがけれども、告示なり、インターネットでの周知、こういうことをやりますよということはいつされたのか。それと、8日間という配布期間の長さについてどうなのかお尋ねします。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

当該公募につきましては、5月8日から5月15日までを募集要項の配布期間と定めまして、その後、5月14日に希望者を対象といたしまして現地説明会及び現地見学会を開催いたしております。そして、その後に募集に関する質問書の受け付け、そして回答を経まして、正式には5月29日から応募書類の受け付けということでスケジュールを組ませていただいております。

条例の施行から関係書類の募集の開始まで、かなり時間を要した割には募集期間が少ないという御指摘でございますけれども、施設見学会等には応募者以上の見学、説明会のために来ていらっしゃいましたので、そのせいで1者の応募ということになったとは考えておりませんが、事務上の効率化を進めまして、なるべく応募期間について今後は長目に余裕を持って臨みたいと思います。

以上でございます。

○3番（田中栄一君）

今、現地説明及び施設見学会は14日にしたと。その折には複数の事業者の方がお見えになったということをお聞きしました。

質問の受け付けが5月16日から23日までということで、そして質問に関する回答日が5月28日。要するに、業者さんとしては、質問があった場合は回答日以降にいろんな事業計画書の案なりをつくっていかねばならないと思うんですけども、応募書類の受け付け期間が5月29日から6月19日まで22日間。今回、指定管理者として提案されております八女福島観光協会からの申請書提出日が6月19日ということで、ぎりぎりの申請でございます。質問の回答日から申請期限までが23日間しかないんですけども、事業計画書とか収支計画書などの作成が、短期間でよく作成されたなと思っている反面、内容が安易になってしまうおそれがありはしないかとも思っているわけです。このようなスケジュールは一般的なのか。もっと時間をかけて提案書を練っていただくようにすべきではなかったのかと思っております。このことは議会と商工2団体との懇談会の折に、これは正副委員長以上の出席でございましたけれども、苦言を呈されている部分がございます。ここら辺についてはどうお考えでしょうか。

○地域振興課長（平 武文君）

当該指定管理者の指定につきましては、このように議会の議決等で非常に必要になるということで、手続的にも一般の契約と比べて時間がかかるということでございますので、4月に予算を頂戴いたしまして、その執行ということをまず計画したときに、やはりこういう議会の議決等も考え合わせますと、10月1日からの指定管理スタートということで大きな目標を立てました。その関係で、それから逆算してのスケジュールということになっておりますので、その間、大変応募者の方には御苦勞おかけしたとは思いますが、なるべくいただいた予算を速やかに執行したいということもございますので、そういったことございます。

**○3番（田中栄一君）**

以後、こういうふうなものについては、やはりしっかりした提案書をつくっていただくという時間が必要だと思いますので、そこら辺を考慮していただきますようによろしく願いしておきます。

それから、今度、指定管理を申し込まれた八女福島観光協会ですね。こちらが八女観光協会福島支部ということから、5月22日に八女福島観光協会というものに変更されておりますけれども、公募開始後なんですよ、変更されている。この間に何か理由があったのかどうかかわれば。これは観光振興課のほうですかね。

**○観光振興課長（井上啓時君）**

観光振興課として答えていいものかどうかということはありませんけど、今の観光協会の事務局が平成29年度から商工会議所のほうに行って、もう全て向こうのほうで行っていただいております。それで、今、御指摘の5月22日の観光協会八女支部の総会で八女福島観光協会に改正されたということです。これはちょっと、私も観光協会の理事としてそこに参加しております立場というか、それで少しは情報を知っているんですけど、山口会長の非常に強い思いが、福島の町なかを観光で盛り上げていかなければならないという思いがしっかりありますので、それで観光協会のほうも八女福島観光協会と変更したいという強い思いがあつてのことだと思っております。

以上です。

**○3番（田中栄一君）**

今、何でもこういうことを聞いたかといいますと、従前は八女観光協会福島支部と八女観光協会上陽支部という組織になっていると思うんですよ。この八女福島観光協会という組織が、福島支部であったものが独立して別個の観光協会ができたんじゃないかと、ちょっと見れば思うわけですね。その際に、八女観光協会上陽支部という組織もありますので、どういうことになるのかですね。八女福島観光協会上陽支部ということでそのままスタートするのか、あるいは上陽支部のほうは八女観光協会上陽支部のままで、八女福島観光協会とのつながり



というのがどうなるのかですね。そこら辺御説明をお願いします。

**○観光振興課長（井上啓時君）**

これは平成18年に上陽町と八女市が合併したとき、その後、八女市が旧八女市と旧上陽町ということで1つの観光協会として動いていこうということで、そのときは八女観光協会の中で上陽支部ということでありましたけど、ほかの2町2村も一緒にもう合併しましたので、立場的にはほかの2町2村の立場と一緒にの立場ということで、当初はそうやって一緒に八女観光協会として上陽も上陽支部としていっておいりましたけど、もうもとに今は戻っております。それで、ほかの観光協会と同じ立場で上陽支部は上陽支部で予算が行って、そこで運営をしていただいております。

以上です。

**○3番（田中栄一君）**

それと、八女福島観光協会の組織形態、要するに指定管理は法人その他団体ということになっておりますので、任意団体なのか、法人格をお持ちになったのかどうか、そこら辺お願いいたします。

**○地域振興課長（平 武文君）**

任意団体の応募になっております。

以上でございます。

**○3番（田中栄一君）**

添付されておる資料、提案のやつをしてみると、指定管理者は八女福島観光協会を代表団体として、ほか3者との共同体で管理運営に当たり、業務を分担されるということになっておるようでございます。一方で、横町町家交流館運営委員会設置規則というものが協会内で策定されまして、構成団体4者、観光協会を含めて4者全てを含むとされておりますけれども、この3者、要するに指定管理者の共同体構成団体のうちの3者ですね。これは観光協会の会員という捉え方でよろしいのでしょうか。それとも、そういうことで共同体と運営委員会設置規則、これはどういう位置づけであるのか、関係性をちょっと御説明願いたいと思うんですけど。

**○地域振興課長（平 武文君）**

御説明いたします。

今回の公募に対しましては、いわゆる代表団体として八女福島観光協会のほうに代表して御応募いただいておりますが、実際の横町町家交流館の運営につきましては、八女福島観光協会と西日本新聞トップクリエ、そして八女茶卸協同組合、株式会社エージェントプラス、この4者で横町町家交流館運営委員会というのを結成していただきまして、いわば合議体というか、この4者で協議を重ねながら運営をしていただくということでございます。

それぞれの団体の所属でございますけれども、八女茶卸協同組合並びに株式会社エージェントプラス、株式会社エージェントプラスというのは伝建エリアで酒屋さんを経営されていらっしゃるんですが——は協会の会員さんでございますし、（245ページで訂正）西日本新聞トップクリエさんにつきましては契約でこの業務に当たっていただくと伺っております。

以上でございます。

**○3番（田中栄一君）**

この規則が、結局、共同体としてお互いにそういう連携協定ということならわかるんですけど、観光協会内に運営委員会設置規則というものを設置してとなくなっていましたので、何かそこら辺がちょっと私の中では中途半端ですね。だから、そこら辺の説明が私自身もちょっとまだよくのみ込めていません。今言われたように、一緒に運営をしていくので、こういうことで4者で運営委員会というのをつくったと理解しておってよろしいですね。

**○地域振興課長（平 武文君）**

はい、お見込みのとおりでございます。

**○3番（田中栄一君）**

最後に、先ほど観光振興課長が言われましたけど、上陽支部のほうも、今、単独で予算をいろいろ運営しているということでございましたが、八女市全体における観光協会というのが、今現在は旧八女の協会、それからあと上陽支部、それと2町2村の観光協会となっていると思うんですけれども、多分統合の協議が進められていたと思っております。その進捗状況はどうなっておりますか、お答えできましたらよろしくお願ひしたいと思うんですが。

**○観光振興課長（井上啓時君）**

お答えいたします。

議員御指摘のように、新観光協会として6地域の観光協会が統合するということで進んでおりました。平成28年度内に統合するというところで協議を進め、各支部とも打ち合わせしながら進めてきておりました。それで、ある程度の統合の形も見えて、これでいこうということでしたけれども、どうしてもクリアできない諸問題というか、それがちょっと生じまして、なかなかその問題が解決というか、クリアしなければ統合ができないという状況で、ちょっと今、そのままになっておるのが現状でございます。

以上でございます。

**○3番（田中栄一君）**

そういう状況であるというのは私も一応理解はしておりますけれども、もしこれが協議がうまくいって統合された場合、八女福島観光協会が横町町家交流館の指定管理を受けておって、それが結局、基本的に組織統合になった場合は全体の観光協会でこれを受けることになるのでしょうか。

**○観光振興課長（井上啓時君）**

ちょっとそれは、まだ形として新しい観光協会というのがありませんので、はっきりしたことは言えませんが、ただ、統合を進めてきたときに、それぞれの観光協会の独自性をやっぱり発揮していただいて、観光協会の中身が全く違うわけですね。それを1つにしようとする、かなり無理がいくということもございます。それで、統合のときに話を進めておったのが、それぞれの支部のやってきたことは生かして、その上に新しい観光協会をつくらうと話をしておりましたので、当然ここの八女福島支部も福島の伝建地区を中心に頑張っていただく組織でございますので、それはそれとして、全体的でそれを新観光協会ですと受けるといふことにはならないかなと考えております。

以上です。

**○3番（田中栄一君）**

理解できました。横町町家交流館、いろいろ八女福島にとって大変重要な施設であると思っておりますので、ぜひとも指定管理者に頑張っていただいて、八女市を売り込んでいただくようなことを期待して、質疑を終わります。

**○地域振興課長（平 武文君）**

先ほどの一部答弁を修正させていただきたいと思っております。

私、株式会社エージェンツプラス様につきまして、協会員ということで御答弁申し上げましたけれども、現段階ではまだ協会に加入していらっしゃらないということでございますので、訂正させていただきます。（244ページを訂正）

**○議長（川口誠二君）**

2時25分まで休憩します。

午後2時11分 休憩

午後2時25分 再開

**○議長（川口誠二君）**

休憩前に引き続き再開いたします。

**○9番（牛島孝之君）**

まず、この指定管理者の八女福島観光協会という名称についてお聞きいたします。

7ページ、附則の改正、平成22年1月29日、そして、平成22年2月1日から施行と、これは恐らく合併によることだろうと思っております。この当時の名称をまずお聞かせください。

**○観光振興課長（井上啓時君）**

ちょっと資料が足りない部分がございますけど、八女観光協会ということでこのときは言っとると思っております。

**○9番（牛島孝之君）**

今現在、八女観光協会八女支部、これが名称を福島に変えましたとなっております。その次のページの平成30年5月22日からということで八女観光協会八女支部を八女福島観光協会と。その下に第3条の5、八女観光協会及び各支部との連携、情報の共有となっております。この場合の八女観光協会は何をもって八女観光協会と言うのでしょうか、お聞きします。

**○観光振興課長（井上啓時君）**

お答えいたします。

第3条の第5項の中で八女観光協会及び各支部との連携と、この八女観光協会ということだと思いますけど、多分これは先ほども言いましたけど、新しい観光協会の統合として平成28年度に設立するというで動いておりましたので、多分それがここに残っとるのかなと、これは新観光協会、統合した形の八女観光協会ということでここに残っとるかなと思います。当然、これは八女福島観光協会の規約を改正していただかねばならないかと思っております。

以上でございます。

**○9番（牛島孝之君）**

ということは、この第3条の5、八女観光協会というのはまだ合併はしていないけれども、合併したときの名称を八女観光協会と、そう称すると書いてある。だから、訂正をしてほしい、させると。

それと、八女観光協会八女支部が八女福島観光協会に名称変更したときの話し合い、どのような意見が出たのか、お聞きします。

**○観光振興課長（井上啓時君）**

それは平成30年5月22日、先ほども言いましたけど、八女観光協会八女支部の総会の中でこの八女福島観光協会に改正という規約の一部の改正がございました。それで、そのとき私が出席しておりましたけど、これは山口会長の熱い思いがありまして、これでいきたいということで承認をされたと記憶しております。

以上でございます。

**○9番（牛島孝之君）**

個人の方の熱い気持ちの思い入れはわかります。わかりますけれども、旧八女市において小学校で言えば8校区あると、この八女福島観光協会という福島ということが悪いとは言いませんけれども、思い入れだけでこういうことをされれば、果たしてそれが認められていいのかどうかと思いますけれども、課長は出席しとったけれどもと言いますが、出席しとる以上、出席されたからいろいろな意見が出ていると思います。当然それは議事録なり残して、全員賛成ということはなかなかなかったんじゃないかと思います。その議事録というのはないんですか、会議録というのは。あるわけでしょう、いかがですか。

**○観光振興課長（井上啓時君）**

お答えいたします。

先ほども申しましたけど、事務局が全部八女商工会議所に移っておりますので、多分そちらのほうで議事録は控えておるかと思っております。

以上です。

**○9番（牛島孝之君）**

やっぱり八女観光協会八女支部ならわかるんですよ。思い入れだけで八女福島観光協会とされたとき、確かに福島校区、会頭の思い入れはわかります。わかりますけれども、恐らく反対意見等が出たと思うんですよ。そのときに課長は出席されて、その反対意見を覚えていないとか、そういうことは実際ないと思いますけどね。全員賛成じゃなくて、何かの意見が出たと思うんですよ、この福島という名前を入れることに対して。やっぱり議事録を見なきゃわからない、出席しとったけれども、よく覚えていないということですか。

**○観光振興課長（井上啓時君）**

お答えいたします。

どういう意見がそこで出たかということですけど、ちょっと私の記憶でこういう意見が出ましたということをはっきりここで申し上げることができませんので、議事録を確認しなければいけないかなと思っております。

以上です。

**○9番（牛島孝之君）**

なかなか言いにくいところがあって、議事録を見なきゃわからないということだろうと思いますけれども、確かにこの第3条の5、八女観光協会、これは当然合併したら八女観光協会になるかもしれませんが、先ほども聞かれました、そのときの指定管理者、推測ですから言えませんが、それでもやっぱり福島が思い入れがあるなら、どこか名称に福島を入れたような団体となるんじゃないかと思います。それはそれでいいと思いますが、果たして八女福島観光協会というのが、私も上妻に住んでおりますけれども、旧八女市の一員ではありますし、なかなかそののにきが納得できないところがあります。けれども、議事録はここにはありませんので、どういう意見が出たかわかりませんので、質問についてはこれで終わります。

**○議長（川口誠二君）**

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川口誠二君）**

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思

います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

○9番（牛島孝之君）

思い入れがあることはわかりますけれども、この八女福島観光協会ということになかなか納得できませんので、反対をいたします。

以上です。

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

起立多数であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第74号 平成30年度八女市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案につきましては委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結します。

本案につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、予算審査特別委員会を設け、付託の上、審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は予算審査特別委員会を設け、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会条例第6条第2項の規定により、委員の数についてお諮りいたします。

委員の数は議長を除く25人にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、委員の数は25人とすることに決しました。

正副委員長の互選をお願いいたします。

先例によりますと、委員長に副議長、副委員長に総務文教常任委員会委員長となっております。今回はいかがいたしましょうか。

〔「先例」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川口誠二君）**

それでは、先例に従いまして、委員長に大坪副議長、副委員長に栗原総務文教常任委員会委員長とすることに決しました。

審査の必要上、会議規則第98条の規定により、分科会を設け審査していただきますようお願いをいたします。

議案第75号 平成30年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川口誠二君）**

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川口誠二君）**

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川口誠二君）**

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（川口誠二君）**

全員賛成であります。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

認定第1号 平成29年度八女市各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案につきましては委員会付託案件であり、議案質疑の通告がっておりますので、質疑を許します。5番高橋信広議員の質疑を許します。

**○5番（高橋信広君）**

それでは、通告に基づきまして決算認定について3点お伺いいたします。

資料のほう、平成29年決算に係る主要施策実績報告書の20ページと23ページでございますので、よろしくお願いたします。

最初に、2款1項の若年世帯家賃等支援補助事業ですが、これについては予算19,498千円であって15,134千円という内容です。家賃申請と引っ越し費用の申請ということですね。資

料を出していただいておりますが、この資料から見ても、最初の事業、新規事業ということもあるので、なかなか見込みが難しかったと思いますが、見込みとの乖離ですね、この辺のことについて少しどうだったかなということ、家賃のこと、引っ越しのこと、両方合わせて御説明いただきたいと思います。

**○地域振興課長（平 武文君）**

お答えいたします。

先ほど御質問の中でも触れていただきましたが、まず、平成29年度の新規事業ということでやや予算編成の手探りといった状況でございました。

数字でございますが、具体的には本市にございますU・Iターンの支援事業、そういった類似の事業の数値を参考にしたことと、また、近隣市町にも類似の事業ございましたので、そちらの執行状況などを調査いたしまして決めたものでございますけれども、結果的に大きな乖離が生じたということでございます。財源の有効活用の点からも正確な予算見積もりが必要と考えておりますので、今後気をつけてまいります。

なお、今年度の当初予算におきましては、家賃についてが200件、そして、乖離の非常に大きかった引っ越し補助については5件ということで計上させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

**○5番（高橋信広君）**

乖離があったことについてというより、どうしてというところと、それから、もう一つあわせてお聞きしたいのは、この結果は市内からの申請、市内の方、それから、市外からの方というところの件数で結構ですので、この内訳を教えてくださいませんか。

**○地域振興課長（平 武文君）**

お答えいたします。

それではまず、若年世帯への家賃等支援の補助でございますが、こちらの集計のほうを転入世帯と転居世帯ということで表現しておりまして、転入世帯のほうは市外から八女市にいらっしゃった世帯、転居世帯が市内から市内への移動ということで御理解いただきたいと思いますが、総トータルの家賃につきましては152件の申請をいただいたうち、転入世帯が53世帯、転入者の数が146名、そして一方、転居世帯、市内から市内ということになりますが、こちらが99世帯で転居者数が272名ということになっております。

続きまして、若年世帯の引っ越しの補助でございますが、こちらは申請総数が4件でございます。転入世帯が3世帯の7名、転居世帯が1世帯の4名ということでございます。

以上でございます。

**○5番（高橋信広君）**



ちょっと不思議なのは、引っ越しは必ず伴いますよね、転居、転入、それで、家賃が申請ないと、これだけ極端に少ないというのは、どういう理由があったと分析されていますか。

**○地域振興課長（平 武文君）**

お答えいたします。

こちらは家賃補助と引っ越し補助というのは基本的に同時に受け取ることはできないということでございます。というのは、家賃補助につきましては賃貸住宅の入居、これが大きな要件でございますので、これで交付いたしますが、引っ越しにつきましては非賃貸ということで、例えば、市外から両親、親がお持ちの住宅のほうに帰ってこられるといったところでは自己所有でも賃貸でもございませぬので、こういったケースで御活用いただいている補助金でございます。

以上でございます。

**○5番（高橋信広君）**

それから、予算との絡みなんですけどね、支払い方法というのは基本的には2年間を支払うということになってはいますが、例えば、半年置きなのか、一括なのか、ここはいかがでしょう。

**○地域振興課長（平 武文君）**

お答えいたします。

補助金の支払い方法につきましては、引っ越しについては一括でございますが、家賃については継続して2年間ございますので、一定期間で家賃のお支払いの領収書を拝見した上で、その実績に基づいて年2回程度の交付ということで事務的には処理させていただいております。

以上でございます。

**○5番（高橋信広君）**

最後に、これは1年間だった結果を見て、これから新たにというか、これから2年、3年と継続事業として、来年度はもちろん、今年度はやっていただきますけど、この事業としての評価としてどのようにお考えなのか、これをお聞かせいただけますか。

**○地域振興課長（平 武文君）**

お答えいたします。

実はこの事業を当初企画しました当時、近隣の市町で非常に転入世帯が多いという分析結果が記された資料がございまして、いわば、新婚に選ばれるまちということで八女市からも相当数の新婚世帯がその市町に転入しているという状況がございまして、担当としてもその辺はかなり強い危機感、やっぱり新婚で選ばれたまち、地域というのが、その後、定住につながる確率がかかなり高いと思いますので、そういった観点で、今回、申請された方の中で新

婚世帯というのを少し調べさせていただきましたら、そのうち54件ということで35%が新婚でいらっしゃるということ。それと、不動産屋さんのカウンターというか、窓口でお伺いするに、でも、やっぱり住居を選ばれるときに条件として、そこに隣の市と本市が並んだときにやっぱり条件面で家賃支援があるほうが選ばれるケースがありますということもございますので、そういった観点からもぜひ継続をさせていただきたい事業と考えています。

以上でございます。

#### ○5番（高橋信広君）

最後にちょっとお願いなのですが、先ほどお聞きしたところ、市内が53件でしたかね、（「転入」と呼ぶ者あり）転入が53件、転居が99件、ということは市内の方のほうが多いということについてはほっとしたところですよ。

転入のほうにいろいろ投資するというのは、私個人的にはもう人の取り合いはやめてほしいと思っています。逆に、やっぱり市内の方々の若い世代をもっともっと支援するという方向に投資していただいて、そういう魅力をつくることで、ほっといても外から入ってこられるようなまちづくりにぜひしたいと思っていますので、そういうことも検証しながら今後取り組んでいただくようよろしくお願いいたします。

次のほうに参ります。

2款1項の空き家等適正管理事業なんですけど、5,708千円の実績ですが、この中にアンケートをいろいろとっていただいてアンケートの実績も出していただいています。このアンケートについて、アンケートの概要と、それから、その中で出た課題、問題、それから、これを見てどういう対策をされるか、まず、お聞きいたします。

#### ○防災安全課長（石川幸一君）

御説明申し上げます。

この事業につきましては、2款1項8目の安全・安心対策費の13節、委託料の中に、所有者等意向調査ということでアンケート方式により調査を実施しましたものでございます。これは空き家の所有者等に対しまして、空き家になった理由とか、今後の活用の意向などを調査したものでございます。

回答集計につきましては、本日、概要版といたしまして資料として配付させていただいておりますので、ごらんいただきたいと思っておりますけれども、1,318件の空き家と思われるような物件の所有者に対しましてアンケートを実施させていただいております、778件の回答を得たところでございます。回収率は59%でございます。

回収によりまして、課題と問題点というところでございますけれども、まず、所有者自体が高齢化が進んでいるということと、空き家自体も老朽化が進んでいる、いわゆる空き家になってしばらくたっていると、いわゆる期間とかもたっているということございまして、

また、所有者につきまして遠方、いわゆる市内じゃなくて遠くにおられるような所有者の方につきましては、やはり維持管理が大変難しいと言われておるようです。また、やはり全体的に相続の手續や登記というのがなされていないのは実態ということで、こうしたことが課題、問題点に挙げられるのではと思っております。

これを受けまして今後の対策ということで、この調査等をまとめまして、今後、空き家対策計画というのを策定していくようにしておりますけれども、今感じています問題点、課題の対策としまして、まず、空き家等の発生の予防ということが大事かと思っております。相続人がいなかったり、近くに居住していないような方については、まず、所有者と思われる人たちからの相談とかという体制を整えていきたいと思っておりますし、法務局とかと連携をいたしまして相続登記の重要性の周知をしていきたいと思っております。

また、空き家発生を抑制するための特措法がございますので、その制度の法律の周知などもしていきたいと思っております。

また、適正な管理という視点から、固定資産税の納税通知書を年に1度発行していただきますけれども、そのときに一緒に空き家の管理とか相続のこととかを書いたチラシ、パンフレット等を行いまして、適正管理と相続登記の重要性の意識、啓発を諮りたいと思っております。また、あらゆる面で相談体制を整えていきたいと思っております。

遠距離の所有者の維持管理が難しいということもありましたので、シルバー人材センターなどと連携をいたしまして、空き家の管理をする体制づくりということも今後考えていきたいと思っております。

こんなに空き家がふえた原因の一つに、地域のコミュニティというのが考えられると思っております。各集落とか地域内で家屋に居住者がいなくなった、いわゆる今の居住者の人たちがお亡くなりになったり転出されるようなときに、御近所の方がその遺族の方とかにちゃんとこの家はどうかされんよと、当然、相続登記とかというのもせなんし、ちゃんと適正な管理をせなよと、ちょっとほんなお節介かもしれませんけれども、そうしたことは今後も大切だと思っております。そうしたことがやはり集落を守っていくことだと思っておりますので、行政がやる対策と地域でお願いする対策を一緒にやりながら、空き家対策には対応していきたいと思っております。

以上でございます。

#### ○5番（高橋信広君）

このアンケート結果は非常に貴重な資料になっている、財産になると思っております。

先ほど出していただいていますこのアンケートをまとめたやつの中に、778件の中の売りたい、貸したいという方がちょうど360件いらっしゃいますね。46%ぐらいですけど、ここを先に潰すのが一番先かなと、優先的にはやるべきかなと思っておりますし、こういうところが

空き家バンクに登録できるかとか、今からいろいろやっていただくとは思いますが、そういう優先順位をつけていただいて、ぜひ空き家の対策というか、空き家が減っていく方法。

それから、もう一つお聞きしたいのは、これの1,318件の中には危険な家屋というのは入っていないですか。

**○防災安全課長（石川幸一君）**

平成28年度に実施しました空き家実態調査、いわゆる危険度とか、そうしたものの調査を行ったときの数字は1,500件ほどございましたけれども、その中で所有者が確定できたものを空き家の今回のアンケートに出させていただいておりますので、そのうち危険な家屋の所有者側にしてはどれだけという指標というか、そういう分析はちょっと今回しておりません。そういうことで御理解いただきたいと思います。

**○5番（高橋信広君）**

ぜひこのアンケートの中には多分共通の属性情報、例えば、名前、住所、電話であるとか、最低限の属性情報が入っていますので、まずは、この360件を潰していただいて、まちの活性化につながるような対策を早急に打っていただきたいと思います。

これはお答えしていただかなくて結構ですが、空き家対策計画、これは自分たちでというか、外に出してつくるようなもんじゃないと思うんですが、それはどうですか。空き家対策計画書というのは、ここまでできたら、当然、防災安全課の中でつくるということで理解してよろしいですか。

**○防災安全課長（石川幸一君）**

空き家対策計画につきましては、空き家の特措法の中で位置づけられた計画でございます。いわゆる適正管理や利活用のことについて計画するようになっておりまして、今、調査をした段階で、委託した業者のほうである程度素案をつくってきていただいておりますので、今後はうちでつくっております協議会を立ち上げまして、その中で審議をして、市の計画として位置づけていきたいと思っています。

**○5番（高橋信広君）**

じゃ、この件を終わります。

次、最後に、8款4項の八女の森とまちによる循環型のまちづくり事業、ここに決算で38,051千円とありますが、まず、これの具体的な事業内容、3つあったと思いますけど、この概要を教えてください。

**○地域振興課長（平 武文君）**

御説明いたします。

決算の内訳でございますが、まず、1点目でございます。福岡の森、八女の木販路拡大大業務委託料、これは現地調査でございますとか、市内の資源調査でございますとか、市場調査、

商品の企画・PR、販路開拓、いわゆるコンサル料でございますが、こちらに充当いたしておりますのが20,952千円でございます。

続きまして、林業6次化拠点施設、福島の旧郡役所の一角に整備させていただきましたが、こちらの設計業務委託料に4,482千円。

そして、その工事監理業務委託料に1,800千円。

そして、その工事費に10,817千円を充当しております。

以上でございます。

#### ○5番（高橋信広君）

業者名というのは公表できますか。この3つのどこがお受けされたのか。もし公表されていただけるなら、公表と、それから、どういう選定方法かというのを教えていただけますか。

#### ○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

まず、コンサル料でございますが、こちらは株式会社トビムシでございます。

そして、設計委託、そして、工事監理業務につきましては、横浜市の業者でございますNOSIGNER株式会社。

それと、建設でございますが、済みません、こちらは市内業者で発注いたしております、ちょっと手元に本日資料を持参しておりませんが、地場の木材と業者で施工していただいております。

以上でございます。（「選定方法」と呼ぶ者あり）

選定方法は、コンサル料、そして、設計委託料ともに、随意契約ということでございます。よろしく申し上げます。

#### ○5番（高橋信広君）

私も現場に何度か行きまして、拠点の設計業務、今のお話の中には2つの中で4,400千円と1,800千円と、設計と、それから、何か施工部分が少し入っているみたいですけど、何かこの金額が少し納得いかないというか、非常に高いなというのと、わざわざこれは横浜とおっしゃいましたけど、あれだったら、地元の方をお願いして十分じゃないかと思うんですけど、このことはいかがですか。

#### ○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

まず、設計料でございます。比較、多額ということでございますが、まず、前置きして申し上げますと、設計、契約とも庁内の契約のチェックは全て通っておりますので、まず、成立した契約ということで前置きさせていただいて、中身でございますけれども、今回の林業の6次化の中では、やはり八女産材を使った特徴のある商品でありますとか、床材、

そういったものをつくろうということにまずは大きく目的がございますので、やはりそこに高いデザイン性というのを求めています。そういったところで、この設計いただいたNOSIGNER株式会社は建築家であるとともにデザイナーでいらっしゃいまして、この建設地の中には家具の製作等、調度品もございますので、そういったデザインもあわせてお願いした経緯もございます。このデザインはやはり今後この事業を進める上、そして、地域商社を立ち上げて、そこで事業を展開していく上で基本となるデザインの形であったりしますので、この施設にだけということではなくて、プロジェクト全体の一つのデザインのコンセプトをつくっていただいたということで、その辺で一般の建設事業と比べて少し多額の印象ということが残ったと考えます。

以上でございます。

#### ○5番（高橋信広君）

一つの流れがあるというところが私も承知しませんので、わからない部分があるんですけども、現場だけ見た限りでは非常にそういうことを感じましたので、仕事を出されるときに、まず、八女でできるかできないかというところもぜひ今後は判断していただきながら、十分やっただいていては思っていますが、さらに八女に貢献していただきたいと思えます。

あと、詳細については分科会のほうにお任せします。

それから、取引できたホームセンターと工務店について、これは具体的なお仕事の内容、それから、今後はどういう事業になっていくのか、これについてお聞かせください。

#### ○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

1つ事業展開しております、まず、ホームセンターでございますが、こちらにはホームセンターの今後の販売促進の一つのやり方として、やはりイベントを絡めて、そこで集客して販売していこうという戦略もお持ちということでございますので、そういう販売店さんの企画されるイベントに私どもの八女材を持ち込んで直接消費者の皆様にも八女材のよさ、美しさといったものを訴求しようということで取り組んでおりますので、その波及としてはホームセンターの店内の棚等に八女材を御使用いただいているということも伺っております。

それともう一つ、工務店でございますが、こちらにも久留米の工務店でございますけれども、特にやはり木の品質に高いこだわりをお持ちの工務店さんということでございますので、こちらはもうまさに建設、建築資材として取引を希望しているわけでもございまして、それと、この工務店さんには昨年ギャラリーを建設された際に、その床材として既に八女材を御使用いただいておりますし、今後も継続的に発注いただけるように、その工務店さんの仕様に合うような材の研究というのを今進めているところでございます。

以上でございます。

**○5番（高橋信広君）**

ちょっと時間がなくなりましたので、最後に、多分2年ぐらい前に私も聞かされましたけど、地域商社のほうが着実に進んでいるとは理解しますが、大体いつぐらいに設立時期、それから、具体的な事業内容、もう一つはやっぱりこの八女市の林業業界にとってどういうメリットが出てくるのか、先ほどあったクリエイトやベなんかも絡んで仕事ができるのか、この辺お聞かせください。

**○地域振興課長（平 武文君）**

お答えいたします。

設立に向けて準備中でございますが、まだ設立時期につきましては確定いたしておりません。

それと事業内容でございますが、まず、1つ大きな販売の内容として置いていますのは、床材等の内装材の販売からスタートしようということでございます。そして、1つユニークな点というか、大きな経営理念として地域商社が持っておりますのは、八女材の価値というのをきちんと皆さんに広めて、少しでもそういった八女材の価値を認めていただいて、そこから得た収入というのを山主のほうにも還元して、それぞれ山主さんが自分たちのお持ちの山に愛着を持たれて再植林でありますとか、そういった山の手入れにぜひ力を入れていただいて美しい森をつくりたいと、環境も含めて、こういった一つの大きなモチーフがございますので、この辺を特色として進めてまいりたいと思います。

そういった意味で、林業の貢献というのは、もちろん八女材がたくさん流通して収益が上がるというのも大きなものでございますけれども、まず、いい材の産地として八女を認識いただくこと、こういったことが長く広く八女の林業の発展につながっていくものと思います。

加えて、そこには再生産を繰り返す美しい森というものが残ってまいりますので、こういった点でも継続的に長い期間で八女の林業が発展していくと考えております。

以上でございます。

**○5番（高橋信広君）**

この地域商社には以前から情報としてはいただいておりますので、ぜひ早い時期の成立と、それから、この八女市の林業業界にとっての発展につながる商社になりますように期待しております。

以上、終わります。

**○議長（川口誠二君）**

5番高橋信広議員の質疑を終わります。

21番森茂生議員の質疑を許します。

**○21番（森 茂生君）**

まず最初に、公害対策ということで単独浄化槽から合併浄化槽への切りかえの状況はということで質問を通告しておりますけれども、私が思いますのに、河川の水質をよくするためには一つの大きな施策として単独浄化槽から合併浄化槽へ切りかえを急ぐ、このことが一つ大きなポイントではないかと私は思っております。

それで、平成29年度、何基ぐらい通常の単独浄化槽から合併浄化槽へ移行がされたのか、わかりましたらお答え願いたいと思います。

**○上下水道局長（溝上啓之君）**

御説明させていただきます。

浄化槽の基数につきましては、福岡県に届け出がございす浄化槽の設置届及び廃止届により県が把握している数値でございすが、みなし浄化槽——従前の単独浄化槽と呼ばれるものですね——の基数でございすが、平成29年度末現在で3,794基、また、浄化槽、いわゆる合併浄化槽につきましては7,570基となっております。この数値を平成28年度末現在と比較しますと、みなし浄化槽——従前の単独浄化槽ですね——が12基の減、浄化槽、いわゆる合併浄化槽につきましては185基の増となっております。

しかしながら、この数値につきましては、以前から問題になってはいますが、廃止されたときに廃止届が出されないケースが非常に多いと言われておりますので、この点については全国的な課題とされているところでございす。

なお、事業所や集合住宅もこの数には含まれておりますので、世帯数ではございせんので、念のため申し添えます。

以上でございす。

**○21番（森 茂生君）**

そうした場合、どのくらい単独から合併浄化槽へ切りかえが行われているかというのは、もちろん届け出しなければならなくなっておりますけれども、その届け出が余りよう行われていないということで、例えば、平成29年度、何基ぐらい移行ができたという大体のそれはわからんということですか。大枠でいいんですけど。

**○上下水道局長（溝上啓之君）**

先ほども申しましたけど、正確な数値としては把握できておりませんが、ただ、八女市で浄化槽設置整備事業費補助金の事業を進めております中では、平成29年度の実績としましては新設が112件、転換ですね、転換と申しますのは単独浄化槽、またはくみ取りから合併浄化槽に変えられたという方が74件、合計186件ということになっておりまして、単独からの転換については大変少ないんですけど、2件という状況になっております。

こちらのほうは事業所等には補助の対象になっておりませんので、あくまで個人のお宅に



ついて補助した内容となっております。

以上でございます。

**○21番（森 茂生君）**

正確なところはわからないかもしれませんが、あんまり進んでいないというのが現状のような気がします。

河川の汚染の原因、私はあんまり詳しくないんですけども、もしかすると、台所の排水、あるいは風呂が大きなウエートを占めているような気がします。担当課としては河川を汚染する原因は、ひょっとすれば、風呂か台所のような気がしますけれども、それははっきりわかりますか、汚染の原因、順番、ある程度。

**○上下水道局長（溝上啓之君）**

河川の汚染の原因ということですけど、それだけ広い内容ではございませんが、ただ、ここで問題にされている単独浄化槽に限って言いますと、例えば、合併浄化槽との比較になりますけど、雑排水を処理しないということになりますので、単独浄化槽から合併浄化槽に変えた場合は排水の汚れは8分の1以下になると言われております。

以上でございます。

**○21番（森 茂生君）**

やっぱり相当合併浄化槽のほうがよいということは言えるかと思えます。

問題は、いかにしてその移行を進めるかが一番課題ですけども、移行するためには、それこそ槽、あるいは配管全てやりかえないことには移行できないのかなと思っております。移行するための費用なんかはわかるかと思えます。八女市から補助金を出しているかと思えます。そこら辺の費用関係をお知らせ願いたいと思えます。

**○上下水道局長（溝上啓之君）**

浄化槽の補助金についてですけど、八女市浄化槽整備事業補助金交付要綱にて規定しております。本則としては5人槽で332千円、7人槽で414千円、10人槽で548千円となっております。

ただ、こちらのほうが以前からより一層推進するために市議会のほうからも強い要望を受けておりまして、平成29年度からまず3年間という形で補助金の拡充を実施しております。これで5人槽が83千円増額で415千円、7人槽が103千円増額で517千円、10人槽が137千円増額して685千円となっております。

それから、これに加えて、単独槽、それから、くみ取りからの転換ということになりますと、プラスで100千円という補助額になっております。

以上でございます。

**○21番（森 茂生君）**

それ相応の補助はされておりますようではございますけれども、あんまり進んでいないというのが現状かと思っております。

最近の新聞ですけれども、環境省が2019年度、来年度になるかと思っておりますけれども、単独浄化槽を合併浄化槽に切りかえた場合、支援策を拡充するという新聞報道があります。今まではそうだったけれども、配管関係も支援の対象とするという報道がありますけれども、これが具体的にどのような金額とか、そういうのは八女市にもう来ているのかいないのか、お尋ねします。

#### ○上下水道局長（溝上啓之君）

平成31年度に向けた国の動きということですけど、最近、環境省のほうで単独浄化槽から合併浄化槽への転換を推進するため転換に伴う宅内配管工事費の助成等の検討に入ったと、そういう情報はございます。

現状では内容について金額等の条件等もまだはっきりしておりませんので、今後わかり次第、本市で活用できるものについては検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

#### ○21番（森 茂生君）

大体わかりました。

今後、移行を進める方策、いろんな方法があろうかと思っておりますけれども、相当費用負担もかかりますので、進んでいませんけれども、補助以外にこういうふうで合併浄化槽のほうがすぐれていますよという周知なり宣伝なり、やっぱり何らかの格好でしていかないと、自然的にはふえていかないような気がします。ですから、より移行を早めるための施策をとっていただきたいと思っておりますけれども、何かお考えがあるんでしたら聞かせていただきたいと思っております。

それからもう一つ、調べていきましたら、単独浄化槽の使い道、移行したら槽が残るわけです、その槽を使って、引き上げずにそのままのかして掃除をして、雨水をためて通常の車とか植木の水やりに使うような利用方法もあると聞いております。そういうのを積極的に進めれば、多少は考え方も変わってくるような気がしますので、そこら辺のところを含めたところで何か方策なり考えがあるならお聞かせいただきたいと思っております。

#### ○上下水道局長（溝上啓之君）

浄化槽推進の取り組みをどう考えているかということですが、現在、啓発活動としましては広報掲載を年に3回、それから、ホームページへの掲載はもちろんしておりますけど、あと、11月ぐらいに、おりなす八女のほうで八女エコキャンペーンというのが毎年あっております、その中で浄化槽ブースを設置しまして市民の皆様への周知活動に取り組んでいるというところでございます。

それから、実際、浄化槽の設置をされた方の完了検査が終わったときにお願いとして、設置者の方に近隣へのPRをお願いしますということでやっているところでございます。

それから、単独浄化槽はなかなか進まないという主な要因になりますけど、そこら辺については最も一番大きな原因としては、もう既にトイレが水洗化になっており、生活の利便性向上には直接結びつかないというところが一番大きなところなのかなと思っております。

いずれにしても、周知活動を積極的にやりまして、少しでも御理解いただいて転換が早く進むように努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○21番（森 茂生君）

答弁いただけませんでしたけれども、単独浄化槽の槽の利用方法も、引き上げるためには相当逆に費用が要りますので、そのまま埋め込んだほうがむしろ費用は少なくなるかと思えます。それに有効利用できるようですので、そういう啓発もぜひお願いしたいと思えます。

次に移りますけれども、木質バイオマスボイラーの検証、普及ということで、べんがら村とかグリーンピア、あるいは星野の温泉施設などに木質バイオマスボイラーが設置されているかと思えます。その検証はできているのかどうか、お尋ねします。

#### ○林業振興課長（若杉信嘉君）

バイオマスボイラーに関しましては、市の施設でありますべんがら村については平成21年度から導入をしているところでございます。あわせて、先ほど言われましたグリーンピア八女、それから、星の温泉館きららのほうにしております。その中で検証といたしましては、チップ量の検証及び、これはちょっとグリーンピア八女につきましては平成25年度の削減効果の検証、それから、べんがら村、池ノ山荘につきましては平成28年度に削減効果、重油と比べての効果検証をしております。

そういった中で、金額としましては削減効果として、べんがら村、グリーンピア八女につきましてはボイラー自体が大きゅうございますので、重油に比べると、約6,000万円から6,500万円の削減効果があると、池ノ山につきましては若干ボイラーが小さくなりますので、約半分の3,000千円程度の削減効果があるというところで、毎年、チップの使用量等々につきましては、市の施設におきましてはそれぞれ御報告をいただいているという状況でございます。

以上です。

#### ○21番（森 茂生君）

ちょっと確認しますけれども、例えば、池ノ山でしたら、3,000千円が確実に浮いた、重油の量と、そして、チップも当然買わにゃいかんわけです、そのプラスマイナスして完全に浮いた金額が池ノ山とすれば3,000千円と理解していいんでしょうか。

#### ○林業振興課長（若杉信嘉君）

これは重油燃料に比べての効果ということで、燃料経費に対しての削減効果ということで、あと、例えば、木質ボイラーになりますと、若干投入等の人件費等々もかかってきますので、そこまではちょっと計算しておりませんが、一応燃料に対しての削減効果ということで御理解いただければと思います。

**○21番（森 茂生君）**

それでは、重油が減った分はわかるんですよ。もちろんわかりますけれども、その労働力から全てをトータルしたところで一体幾ら効果があったのか、金銭に換算して幾ら浮いたのか。ほかの施設もそうですけれども、それを出さないことには、一体入れてよかったのか悪かったのかという結論はなかなか言われなないと思います。重油が削減するのは当たり前の話です。そこら全体として幾ら効果があったのか、金額にして大体幾らぐらいのメリットがあったのか、そういう検証はまだできていないということですか。

**○林業振興課長（若杉信嘉君）**

できておりません。現実問題として、そういった人件費も含めまして、現在は、例えば、故障の問題とか、そういった部分もかかってきますので、今後、そのあたりは総合的に検証していくべきだろうということで考えております。

**○21番（森 茂生君）**

いつか同僚議員の質問に市長答弁で、病院施設など他の施設なんかへも普及するように研究なり調査しているという答弁があっていましたがけれども、それができないことには進めもされない、効果もわからないまま普及するということが結果的になってしまいますので、きちっとした今あるボイラーの検証をまず行って、そして、その次の段階に移らなければ私はおかしいんじゃないかと思っております。イチゴ関係も効果がなかったので云々はわかります。なぜ効果がなかったのか、そして、どれくらい何が問題でという検証もきちっと出さないことには次に進みようがないと思います。

もちろんバイオマス、今、発電のほうに力を入れてあるのはわかります。だからといって、こっちをおろそかにしちゃだめだと思います。私はむしろ小規模のボイラーで検証をやり、そっちのほうを普及、熱利用をする、そっちのほうをむしろ主流になるべきのような気がします。

それで、早急にきちっとした検証をやるべきだと思いますけれども、いかがお考えでしょうか。

**○林業振興課長（若杉信嘉君）**

先ほどちょっと出ました農業施設へのボイラーの検証ですね、そういった部分におきましては平成26年に実証をやっております。これにつきましては特にこの場合はちょっと対象がイチゴハウス等々でございました。そういった部分を含めて、イチゴハウスというのがハウ

ス内の設定温度が基本的には低くていいと、そういった部分もあって、なかなか削減効果が認められなかったことがございます。

そのほかに現在は県の八女普及センターでの電照菊でのハウスの運転をやっていただいている現状があります。その中で、ちょっとこれはまだ正式な検証には至っておりませんが、チップ等の混入、そういった部分についてやっぱりチップの詰まりが発生するというので、これが非常にボイラーの停止時間等々が長いという結果、金額ではございませんが、そういった結果が出ております。

また、ハウス内の温度調整、これが非常に重油ボイラーに比べて農業用施設になりますと、温度調整がちょっとチップボイラーになりますと厳しいと、温度の微調整が重油ボイラーに比べたら厳しいという現状が出ております。

総合的に平成26年度に各病院、それから、福祉施設、工場等々にちょっと可能性の調査というのは行っております。全部で12施設に調査を行ったところでございます。

あわせて、今後の検証につきましては、先ほど言いましたように、ボイラーも年度を経過すると故障等々がもちろん発生してきますので、そこらあたりを踏まえたところで、導入から以降の維持管理経費も含めて検証はしていかなければならないと考えているところでございます。

#### ○21番（森 茂生君）

きちっとした検証をぜひやっていただきたいと思います。どうも話によりますと、あんまり芳しいことがないような気がしますので、やっぱりそれを踏まえて、どう改善するのかというのをやっていただきたいと思っております。

最後の林地台帳の作成問題ですけれども、これも今、境界が不明とか、山林のほうはいろいろ問題が起きております。ですから、林地台帳を作成するのは地域森林計画の対象地区になっているところが云々と書いてありますけれども、地域森林計画はどの程度八女市の場合できておりますか。

#### ○林業振興課長（若杉信嘉君）

済みません。きょうちょっとデータを持ってきておりませんので、ほとんどの市街地以外は、市街地も忠見のほうとかはもちろん地域森林計画に入っていますが、向こう側のパイロットがあるところあたりの林地以外はほとんど大概入っている現状でございます。ちょっと数字的には覚えておりません。

#### ○21番（森 茂生君）

私がちょっと聞いたのは、二、三割程度しかできていないという話をちょっと聞いたので、確認しているわけです。後で正確なところをお知らせ願いたいと思います。

この台帳をもしつくった場合、皆さんに公表する、しなければならない。そうすると、当

然、台帳、それに地図が付きものだろうとっております。平成31年度からはもう既に公表をするような段取りになっているかと思えます。どれくらいこの台帳整備ができているものか、お尋ねします。

**○林業振興課長（若杉信嘉君）**

実は平成29年度に、これは決算にももちろん出てきておりますが、整備の業務等委託をやっているところでございます。昨年度の5月からそれぞれ運用等マニュアル等の配付が県のほうからございましたので、それに基づいて県の森林簿と言いまして、これは県が持っている森林の情報がございます。それと、あと、法務局の登記所の登記データのデータを合算して、現在、電算で出るような形で平成29年度に準備をしたところでございます。平成30年度に入りましては4月から12月の間に、そのシステムの動作状況の確認とか、あとは内容の修正等々をやりまして、来年、平成31年1月から3月にかけて公表に向けた要領等を作成して、4月1日から林地台帳の運用を開始していくということでスケジュールを現在組んで進めているところでございます。

**○21番（森 茂生君）**

いつか言いましたけれども、今、全国的に誤伐やら盗伐が普及といいましょうか、全国的に大きな問題になってきているようです。その中で、結局、わざとじゃないかもしれませんが、境界が不明確なためにもうわからずにどんどん切った、言いわけに使っている部分もあるようです。そういうわけですので、やっぱりきちっとした台帳をつくり上げることが盗伐やら誤伐を防ぐ一つの方法に私はなろうかと思っております。

最後になりますけれども、八女市でこの近隣関係でそういう誤伐やら、あるいは盗伐の被害があっているものかどうかをお尋ねします。

**○林業振興課長（若杉信嘉君）**

八女市内ということによろしいですか。（発言する者あり）

盗伐は、実際にうちのほうとしてはその情報は入ってきておりません。ですから、あっていないものと思っております。

といいますのが、宮崎がきのう多いということでしたが、やはり本市の場合は国土調査も終わっていますし、境界はおおむね地図上では、字図上ではちゃんと出ていますので、そういったところがあるのかなというのは感じておるところでございます。ですから、結果的にはあっていないということで。

**○21番（森 茂生君）**

終わります。

**○議長（川口誠二君）**

21番森茂生議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

本案につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、決算審査特別委員会を設け、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川口誠二君）**

御異議なしと認めます。よって、本案は決算審査特別委員会を設け、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会条例第6条第2項の規定により、委員の数についてお諮りいたします。

委員の数は議長及び議会選出監査委員を除く24人にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川口誠二君）**

御異議なしと認めます。よって、委員の数は24名とすることに決しました。

正副委員長の互選をお願いいたします。

正副委員長は予算審査特別委員会の例により、委員長に副議長、副委員長に総務文教常任委員会委員長としたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川口誠二君）**

御異議なしと認めます。よって、委員長に大坪副議長、副委員長に栗原総務文教常任委員会委員長とすることに決しました。

審査の必要上、会議規則第98条の規定により、分科会を設け、各常任委員会を分科会として審査していただきますようお願いをいたします。

認定第2号 平成29年度八女市水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案につきましては委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、ただいま設置いたしました決算審査特別委員会へ付託いたします。

**日程第3 地方自治法第98条第1項の検閲、検査権の委任について**

**○議長（川口誠二君）**

日程第3. 地方自治法第98条第1項の検閲、検査権の委任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第98条第1項の検閲、検査権について、決算審査特別委員会に委任することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、地方自治法第98条第1項の検閲、検査権を決算審査特別委員会に委任することに決しました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

議案審議が本日で終わりましたので、あすは休会といたします。

会期日程に従い、10日から委員会となっておりますので、審査のほどをよろしく願います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時39分 散会